

総務産業常任委員会審査会議録

1. 常任委員会日程 令和元年 9月11日・12日・13日

2. 会議を行った場所 箕輪町役場 301委員会室

3. 委員会審査順

審査順序	課 等 名	ページ
1	企画振興課・みのわの魅力発信室	2～10
2	総務課	10～13
3	税務課（収納対策室）	13～19
4	産業振興課・商工観光推進室	19～30
5	建設課	30～41
6	水道課	41～46
7	会計課	46～47
8	議会事務局・監査委員事務局	47～48
9	請願・陳情	48～71

議事のでんまつ

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは始めたいと思います。よろしいですか。おはようございます。[一同「おはようございます。」]ただいまの出席議員は7人でございます。ただいまから総務産業常任委員会を開催致します。まず先に会議録署名議員の指名をいたします。3番 青木俊夫議員、7番 木村英雄議員お願いいたします。

①企画振興課・みのわの魅力発信室

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは先日本会議に当委員会に付託されました案件について審査を行います。まず企画振興課、みのわの魅力発信室に係わる案件を議題といたします。議案第1号 平成30年度箕輪町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。それでは細部説明を求めます。課長

○毛利企画振興課長 議案第1号 平成30年度箕輪町の一般会計の歳入歳出の決算認定について細部説明。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは細部説明が終わりましたので、ただいまより質疑に移りたいと思います。委員の皆様方には質疑に対しまして挙手をしていただきまして、委員長の許可を得てから、そしてマイクを必ず入れて、近くでしゃべっていただくようお願いいたします。それではなにがございませうか。金澤委員

○9番 金澤委員 これは一般質問のときにお聞きしましたが、住民満足度調査の費用発生は、特に予算と歳入歳出にも明確になくて通常の作業の中に取り込んでいるという説明でしたが、今の歳出のところに謝礼金ってのが幾つか項目他にありますが、この住民満足度調査の500人と17歳対象の104人になるのか、それらに対する謝礼金ってのは発生しないんですか。項目としてはありませんが。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○小笠原まちづくり政策係長 あの30年度の費用につきましては、いわゆる郵券料と若干の自由筆記の部分を委託した部分が数万円あった程度でしたので、委託料につきましては企画費の中で処理をさせていただきまして、郵券料につきましてはあの総務課の方の通常の予算中で処理の方をさせていただきました。

○9番 金澤委員 すみません。郵券料って何ですか。

○小笠原まちづくり政策係長 あの発送ですとか返送に係わる郵券料にあります。

○11番 荻原総務産業常任委員長 金澤委員

○9番 金澤委員 通常の謝礼というような、具体的な形のものはないということです。

○小笠原まちづくり政策係長 あのそうですね、今回謝礼についてはございませうでした。ですので、自由筆記の長文等たくさんあったものですからそれについてはいわゆるローカライフランスといひまして、産業支援センターの中に入っているそちらの方に委託ということで入力をお願いただけでございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 はい、よろしいですか。他に何かございますか。中澤委員

○10番 中澤委員 30年度一般会計の決算概要について二つ質問なんですけど、素朴な質問なんですけど、まずあの資料の1ページ、決算と前年対比はあるんですけど予算費っていうふうなくくりっていうのはなくていいんでしょうかというのが一つと、それから右の財政関係指標の中に実質収支比率っていうのがあるんですけど、30年度は9.6、その前が8.6、その前6.0とうことでだんだん実質収支比率が上がりつつおかげで実質収支が6億円余っちゃって、前年対比7%支出が抑えられたっていう関係になっていて、その内訳が民生費だ、商工費だかなり前年対比を落としているっていう構造になってるんですけどその何か昨年比よりも要するに住民サービスが低下させられているというふうに単純にみうけられるんですけど、意図があるのか、予算比との関係でどういうふうに評価したらいいんでしょうか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○柴宮財政係長 よろしくお願ひします。予算との比較につきましては決算書にございますので、こちらは概要ということでまとめたものなので予算額というのはいれてない状況でございますのでよろしくお願ひします。それから歳出の方の大きな増減のあった部分についてのご質問でございますが、ちょっと大きい増減につきまして触れさせていただきますと、まず、歳出の総務費であります総務費で対前年度増減率が21.7%の増ということでございました。こちらにつきましては平成30年度に行いました庁舎の空調設備改修工事が1億3,500万円、それから財政調整基金の積立金1,000万円等が増加の要因と考えております。それから民生費の減少分ということでございますが、こちらが減少率につきましては23.8%の減でございます。こちらについてはですね、この中に沢保育園の建設事業が含まれてございまして7億6700万円入ってるんですよ。なのでこの分が減少したということですので、29年度に行ったその建設分が臨時的な経費として落ちただけですので、全体的なサービスを落として歳出を抑えたということではございません。それから商工費であります19.4%の減少ということでありますが、こちら平成29年度に産業支援センターみのわの耐震改修事業を行ってございまして、こちらが1億3,400万円ほどございました。この分が大きな減少要因であります。それから大きいところで増えてるのが災害復旧費として151.8%の増加しております。こちらの天竜川にありますのは上河原井頭首工の災害復旧工事ということで5,800万円ほど30年度に支出してございますので、こちらが大きな増要因ということでございます。諸支出金につきましては先ほど全体の中でも御説明差し上げましたが土地開発公社の出資金がなくなったという形であります。歳出の主な増減理由は、以上になります。お願ひ致します。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。はい、他に何かございますか。青木委員

○3番 青木委員 この今日配られた資料の中で一般会計の決算の概要の中でね、希望で

すけれども歳出の状況が目的別しか書かれてないものですからできれば、性質別の歳出も書いていただければ、中身の検証がやりやすいかなということでぜひ次回は、性質別の決算書の中に歳出の状況でちょっと入れていただきたいと思います。まあ他の資料でわかるんですけどね、1枚の書式の中でつくっていただきたいと思います。それから中澤委員の関連質問ですが、29年度に実質収支比率が8.6%、多分去年の資料がないんですが29年度に5億近く余ってると思うんですが、まあ標準財政規模が29年度63億ですから、その8%ですからなから6億位残っているのかなと思うんですが、29年度の余剰金が発生したと、で30年度でこの余剰金の内訳、地方財政法では半分が積み立てなさいよ、財調に繰り入れなさいよ、半分は予算使っていいですよという決めがあるんですが、30年度は財調に幾ら積み立てて一般予算にどのくらい回したかちょっと教えてください。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○毛利企画振興課長 財調の関係でございますけれども、実際に30年度中に積み立てたのは1,000万円でございます。ただ、一つありますのが30年度の当初で3,800万円を財政調整基金から繰り入れますという予算をつくったんですけれども、その後繰越金などによって繰り入れるとっていましたが3億8,000万円をゼロにして1,000万円を積み立てたことになってございます。当初予算から見ると、3億9,000万円をいわゆる何というんですかね、差し引き積み立てたというか活用したという格好になってございますのでそういったところでご理解いただければと思っております。

○3番 青木委員 はい。続けていいですか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 どうぞ。

○3番 青木委員 あと説明の中で財調の内訳ですけれども、調整基金の積み立てに1,000万ということですが特定目的、特目の積み立てはこのあの報告がないんですが特目はどうですか。特定目的の積立金。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○柴宮財政係長 決算書の86ページをもう一度お戻りいただいて確認をお願い致します。こちらの表がですね、86ページそれから87ページが当町の基金のすべてが示してある表になっておりまして、ご質問いただきました、図書館の建設基金につきましては87ページの(11)ですね、一番左上の表になります。29年度末の現在高が2億5,613万円でございます。年度内の増減額が1,002万6,000円であります。これ、1,000万円が積み立てた分でございます。2万6,000円が利子の積立という形であります。以上です。

○3番 青木委員 あれですかね、特目はそうすると、ほとんどが図書館建設と目的でやっておるのはこのぐらいですか、大きな金額では。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○柴宮財政係長 大きく動いてるとことしましてはふるさと応援基金がございます。こちらにつきましては、ふるさと納税でいただいた寄附金に関しまして積み立てる基金でございますが、年度内に110万2,000円の増減ということで動きがございました。それからち

よっと左側になりますが、5番がみのわ温泉関連施設整備基金ということで年度内の増減が719万9,000円の減でございますが、こちらはながた荘のエアコンの整備に係る事業費に、こちらの基金から一般会計に繰り入れてその事業に充てているものでありますのでお願い致します。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。

○3番 青木委員 はい。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に何かございますか。

○3番 青木委員 もう一ついいですか、すみません。地方債現在高が92億と、これ標準財政規模が63億ということなんで地方債の現在高は大体推移は92億くらいで推移しているんですがこれはなんかもう少し返済するとか、そういうことはどうなんでしょうかね、考えの中でこのくらいの水準で維持してるのが合理的水準として判断するのかどうか、この辺は臨時財政対策債でもね、借入だから調整できると思うんですが、意図的にそういう町としてこのくらいなら適正かなあとということであるんですかね、そこをお伺いします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○毛利企画振興課長 はい、お願い致します。本日お渡しさせていただきました資料の1ページをお開きください。1ページの一番右下なんですけれども地方債の現在高の合計がございまして、30年度29年度28年度という表になっておりまして、30年度末は92億という数字になっております。28年度が89億から29年度に94億になってますけれども、こちらにつきましては沢の保育園の借り入れが大きくて、残高が伸びております。30年度については92億5,900万になっておりますし、31年度、このままいった見込みですと約90億をちょっと超えたくらいになるろうかと思っております。31、令和2年度くらいになりますと、もう沢の保育園の起債を借りる前の89億円ぐらいのレベルになるだろうなという見込みを立てているところでございます。そのあと木下の保育園などがあるのでまた増えるんですけれども、まず木下を借り入れる前に、沢の前のレベルまで落ちるっていうところの中では一つ90億円を下回るぐらいのレベルの中で通常は抑えていきたいなというふうには考えているところです。

○3番 青木委員 はい、わかりました。それとね、ちょっと関連ですが起債を発行するに償還の年数は大体聞いているのは20年償還で、起債の場合は3年据え置きということが標準だと思うんですが、利子はまあ臨時財政対策債1.5%ですが、これは利子は幾らぐらいなんですか。割合で、平均、期間の種類によって違うかもしれませんが、町で借りてるのは大体15年とか20年償還があると思うんですが利子だけちょっとどうなってるのかなと。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○毛利企画振興課長 はい、個々すみません、それぞれに借入の条件が違いますので、特に金融機関については入札を行っておりますし、政府系の資金についてはそれよりももっと安い金利になっております。で現在ですね、その92億円ほど町に債務の残高がありますけれども、一番高い利子のものが5%以下と4%から4.5%から5%というものが2200万円

ほど残で残っております。多くは0.5%以下というのが46億円ほどになっておりますので、半分ぐらいは0.5%以下ぐらいです。近年は非常に金利が低いので、そういった低いところで推移していますけれども過去お借りした中で、やはり金利の高いものがあったり致します。

○3番 青木委員 そうするとですね償還を迎えて借り入れをやってですね、返済してそういう町としては例えば15年なら15年で借り入れて償還するとか高いものはこうできるだけ早くやってくところということが普通でしょうけれども、今いうに国からの1.5%の利子ならばこの有効な財源を活用して早期償還をした方がいいような気がしますが高い利子のものは、どうでしょうか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○毛利企画振興課長 借り入れによってその事業によって、借入先ってものが、決められているものがほとんどでございます。政府系であったり金融機関であったりというようなところございますので、そういったところの利子の物に委ねるしかないんですけども過去において7%以上という金利があったりした時がございましてその当時については、5%から7%ぐらいの利子について積極的に繰上償還させていただいたというそういう中で将来的な負担を軽くしてきたという経過はございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。あの青木委員、よろしいですか。

○3番 青木委員 はい、わかりました。

○11番 荻原総務産業常任委員長 はい。中澤委員どうぞ。マイクを切ってください。

○10番 中澤委員 平成30年度の一般会計の概要ってやつが一番右上に経常収支比率っていうのが30年度が90.0、29年度が90.7、90.2とあってもっと前に80何パーというような時代があったんだけど、だんだんこの経常収支比率が上がってきていて90%を超えてきている状態というのはあの要は税金との関係で、公定費が硬直しているというな、何となく首が閉まってきているように見えるんですけど要するに他市町村との関係でこの硬直化現象というのは、箕輪町はどのように受け止めていらっしゃるのでしょうか。大丈夫って感じなんですけど。以上。

○11番 荻原総務産業常任委員長 あのしゃべる時にはマイクを近づけて、お願い致します。

○10番 中澤委員 だからみなさんどう思っているのかという。

○11番 荻原総務産業常任委員長 すみません、委員の皆さん方に少し注意させていただきます。協議会で出来ることであるならば協議会でしてください。特にここでは質疑でありますので、ご自分のご意見なり何なりは協議会の中でしていただきたいと思っております、お願い致します。課長

○毛利企画振興課長 あの経常収支比率でございますけれども、現在90%ぐらいになっております。平成19年20年度くらいから80%台の後半でずっと推移をしておりますけれども、過去においては60%台であったり、70%台であったりした年もあることは確かでございます。

います。高くなればなるほど、当然、その財政的な弾力っていうのは失われるのでいわゆる自由に使える財源というものがどんどん小さくなってきているということは確かではあると思います。ただこれ統計の、やはりあの中の手法で分析、分類の仕方によりますのでその昔かなりこう力を入れて落とす方向で数字をもっていった時代がございますので、現在そこまで細かく分類をかけてなくて、というところが、そのやり方でちょっと若干高めに出ているんだらうなという部分はあろうかと思えます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他によろしいですか。

（「なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは以上をもちまして質疑を終了いたします。それは討論に入ります。討論のある方。

（「なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは、採決いたします。議案第1号 平成30年度箕輪町一般会計歳入歳出決算認定について企画振興課、みのわ魅力発信室に係わる関係につきまして認定すべきものいたします。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 それは異議なしと認めます。それではこの旨、本会議に報告いたします。補正があるんだ、そうだ、すみません。補正案じゃあ補正をお願い致します。課長

○毛利企画振興課長 議案第11号 令和元年度の箕輪町の一般会計補正予算(第2号)について細部説明。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは細部説明が終わりました。質疑ある方は挙手をお願い致します。岡田委員

○2番 岡田委員 すみません。勉強不足で申し訳ないんですが子供大学のどこでしたかね、説明があります、すみません子供大学という事業をそもそも私承知をしてなくて申しわけないんですが14ページですね。企画費どういった事業なのかちょっとお聞きかせ願えますか。

○清水若者女性活躍推進係長 この事業につきましては国の地方創生交付金を使いまして豊島区との交流推進事業の一環で行っているものです。昨年につきましては、箕輪の西小学校に豊島区の学生が入りまして、一緒にふるさとを学ぶといったような事業やっております。でその前の年につきましては、町内の小学校から何人かずつ参加していただいているような開催方法を毎年変えておりまして、今年度につきましては、現在予定ですけれども東小学校で今ふるさと箕輪学かなり熱心にやっていたらっしゃるということもございましたので、本年度東小学校を会場に行う予定です。時期につきましては大正大学の実習を行っております9月の下旬から10月いっぱい40日間の中で行う予定です今進めております。

○11番 荻原総務産業常任委員長 岡田委員

○2番 岡田委員 すみません。そうすると基本的に豊島区の大正大学の学生と町内の小学生との交流って考えてよろしいですか。

○清水若者女性活躍推進係長 はい、そうですね、豊島区の学生と箕輪の小学生と一緒に、この箕輪の地域のことについて学ぶといったことで進めております。

○11番 荻原総務産業常任委員長 岡田委員

○2番 岡田委員 すみません。21ページの移動保冷車管理業務委託料ですけれども、21万8000円、これあの補正ということなんで、今年度中に21万8,000円必要ということだと思んですけども、今後の見通しとして年間どれぐらいの業務管理委託料が発生する見込みなのかお聞かせいただけますか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○小笠原まちづくり政策係長 今回の管理委託料とまた車検等も点検手数料等もございすけれども、それぞれすべてですけれども含まれているものとしたしましては、いわゆるこれの車の保管料ですとか車検にかかる費用、あと基本点検にかかる費用、またタイヤの履き替え、あと今回の名義変更ですとか車庫証明取得と、あと本来であれば公用車ですので、公用車の保険に入るところもありますけれども、こちら地域への貸し出し等も考えておりますので、公用車の保険ですといわゆる保険がきかない、ということでございますので民間の保険に入るといことで対応を考えております。したがって今の部分に係る費用と、まあいわゆる半年分になるわけですけれども、ただまあ1年に1回で済むものもありますので、おおむね年間でいきますとこれの1.5倍ぐらい経費としてはかかる見込みで予定をしております。

○11番 荻原総務産業常任委員長 はい、他にございますか。中澤委員

○10番 中澤委員 21ページのその企画費の豊島区交流推進パンフレット印刷ということと先ほどの子供大学というのはリンクしている事業なんですか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○小笠原まちづくり政策係長 そうですね、豊島区との交流事業につきましてはさまざまな、あの事業実際にございまして、子供大学ですとか先ほどのアンサンブルコンサートもそうですし、後日頃の物産展なんかのいわゆる豊島区へ出向いて物産展を、大塚ですとかふくろ祭りですとかそういうところに赴いたり、逆に向こうからみのお祭り来ていただいたり、っていうようなそういった交流を進めております、その一環ですのでそういったものがすべて豊島区交流事業に入っているような状況でございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他にございますか。青木委員

○3番 青木委員 6ページの地方債の補正についてお聞きします。限度額は3億9,000万から3億3,160万の補正ということで限度額、これは国が定めるものだと思います。つまり交付金で足りない分を箕輪町が3億3,000万までいいよということで19ページ見ますと、臨時財政対策債で3億3,160万、つまり限度額いっぱい借りるという判断でよろしいんでしょうかね。国からの枠いっぱい今年借金をするよということだと思んですけども

いう意味で、よろしいのでしょうか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○柴宮財政係長 今、おっしゃるとおり3億3,160万円というのは国の交付金、普通交付税のですね算定の結果で、仮で可能額として示された金額に合わせて今回補正で、増あの減額するものでございます。実際の借りに関しましてはやはりこれからのものでありますので、状況を見ながらになるかと思えます。あの現在の補正につきましてはそういうことで算定の結果により借入れ可能額が示されたものですので、それに合わせたという恰好でございます。

○3番 青木委員 はい。じゃあ補正の中では限度額いっぱいに見積もったと、こういうことだと思いますが、ちょっと私も調べてみたらこれ借りても借りなくても理論償還という制度をとって、民間では理論償還なんてことは普通ないんですけれども自治法で理論償還もあり得るということは借りなくても、将来交付金でもらえるという判断でよろしいですかね。利子を含めて交付金で戻ってくるという判断でよろしいですか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○柴宮財政係長 はい、算定はですね、借入れ可能額の過去からの積み上げが必要額の方に含まれるような形になっておりますので含めてもらっているという判断になります。ただ需要額と収入額との不足分が交付税として来るものですから、その金額がそのまま、まるっと歳入として入ってくるというわけではないような状況であります。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。他に何かございますか。岡田委員。

○2番 岡田委員 すみません。21ページなんですけど結婚支援事業で下伊那の市町村との協同事業というふうにお伺いをいたしました。どのようなねらいがあって、どのような内容になっているのかちょっとお聞かせください。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○清水若者女性活躍推進係長 この事業につきましては過去から継続して実施している事業になりまして、当初、最初の立ち上げのときが箕輪町とあと下伊那の泰阜村が中心になって始めた事業で、突撃田舎にお嫁に来ませんかといったような事業になります。南信の男性を名古屋の方に出向いて名古屋の中京圏の女性とお見合いパーティーをするというような内容となっております。で上伊那の市町村の参加などを今までしてきたところですが、各結婚相談所の方針などもございまして上伊那下伊那に声をかけた中で今回参加を表明したのが下伊那の市町村とあと箕輪町といった状況になっております。

○11番 荻原総務産業常任委員長 岡田委員

○2番 岡田委員 あれこれいつからやっていますか。泰阜村との協同。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○清水若者女性活躍推進係長 2015年の時にですね、箕輪、飯島町、泰阜村で初めて実施をしましてそのときに箕輪町からは3の方が参加しております。その後2016年、2017年は開催はなく、2018年、そして2019年と実施をしているところです。

令和元年9月定例会総務産業常任委員会審査

- 11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。他に質疑ございますか。
（「なし」の声あり）
- 11番 荻原総務産業常任委員長 それでは質疑終了といたします。討論に入ります、討論のある方。
（「なし」の声あり）
- 11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決いたします。議案第11号令和元年箕輪町一般会計補正予算（第2号）について企画振興課・みのわ魅力発信室に係わる案件につきまして可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
- 11番 荻原総務産業常任委員長 それでは異議なしと認め、可決致し決定いたします。その旨本会議において報告いたします。

【企画振興課・みのわの魅力発信室 終了】

②総務課

- 11番 荻原総務産業常任委員長 それでは総務課に係る案件を議題といたします。議案第1号 平成30年度箕輪町一般会計歳入歳出決算認定について細部説明を求めます。課長
- 中村総務課長 議案第1号 平成30年度箕輪町一般会計歳入歳出決算認定について細部説明。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 それでは細部説明が終わりました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。中澤委員
- 10番 中澤委員 3つ質問があります。ページ数で言うと9ページの一番まあ上から4番目くらいの物なんですけど。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 中澤委員、すみません、マイクをちょっと近づけてください。
- 10番 中澤委員 えっと、給料と賃金と非常勤職員報酬というものは何が違うのか、教えてください。まず。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 係長
- 鈴木人事係長 給料は正規職員のもので、給料が。非常勤職員報酬は非常勤職員の報酬、で賃金につきましては臨時職員の方のものは賃金ということになっております。そのように分けてあります。以上でございます。
- 10番 中澤委員 もう一つ。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 はい。
- 10番 中澤委員 この予算との関係で、今、今示していただいた非常勤職員報酬は予算対比0だけど給料は職員手当も共済費も賃金も全部未執行の部分が多いのはなぜですか。不用額だから予算よりも決算の方が少ないってことでしょう、だから予算が、例えば給料

よりも要するに予算よりも、執行が低いじゃんね、何ですかという話がまず何が特徴的な問題なんですかということ。8ページ。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○鈴木人事係長 今ご質問いただきました報酬また給料につきまして、不用額あるなしというご質問でございますが、こちらの給料につきましては正規職員の異動等もありまして、未執行になってる部分もございます。また同じように非常勤職員さんも、異動等もありまして、途中で入られた方または退職された方もいらっしゃいますので、未執行の部分不用額が出てるといふものでございます。以上でございます。

○10番 中澤委員 もう1個です。最後の質問、この一般管理費って7ページでいうところの8ページか、8ページでいうところの一般管理費全体の未執行分がいっぱいあるんだけど、だけど先ほど示されたこの30年度一般会計の中の総務費全体は、要するに昨年比21%アップしているという、要するに全体としてこのなんていうの管理費は未執行のところが多いのに、一般会計全体で総務費全部をくくると、昨対21%アップになっているのはなんでなのか。人件費が落ちてるのに何で総額が上がっているんだ。

○中村総務課長 はい、総務費は総務課の部分だけではございませんが、1番大きなものは庁舎の空調設備が1億4,000万、これが29年と比べて大きく伸びていると思われれます。

○10番 中澤委員 わかりました。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他にございますか。金澤委員

○9番 金澤委員 12ページの庁舎非常用発電機取替工事費というので、先ほどの説明で故障したのどという説明ありましたけれど、これまあ予算額として528万2,000円を事前にとってあるということは、老朽化して今年買い替える予定でいたわけですよ、いたところにたまたま故障しちゃったの。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○川合総務係長 買い替える予定のものではなくて本当に壊れてしましまして至急替えたかったのですが、どうしてもそのものがですね、調達できない時間がかかるといったものなのでどうしても、それで29年度予算を繰り越しして実施したといふものでございます。

○9番 金澤委員 これもう故障しちゃってると、故障した状態じゃ、下取りもないんです。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○川合総務係長 はい、下取りも全くなく、ないですし、修理も不可能だったということでございます。

○9番 金澤委員 使用年はどのくらいかかったものですか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○中村総務課長 ちょっと資料持ち合わせておりませんが十数年だったと思います。

○9番 金澤委員 通常この手のものって連続運転時間というか通算の運転時間で老朽化していくものなんです、非常用電源っていうのは例えば十何年の間に非常用電源使う機

会がなければ使わないですよ。そうすると運転時間って延びないんだけど定期的なメンテしてることでそれが寿命が長くなるとかそういうことはあるんですか。

○中村総務課長 あの定期的にメンテナンスはしています。毎月しておりますでそれで故障しているということがわかったわけですけど、それによって機械自体の寿命が延びるかどうかってことはちょっとはつきりしませんけれど、専門家に見てもらって買い替えと取替えということにいたしました。

○9番 金澤委員 当然災害起きるとこの手の設備って非常に重要度がこれからさらに増えてくると思うんで、通算の運転時間によって老朽化していくのか、あるいは使わなくても経年でも劣化していっちゃうかどうかというものも含めて、今後研究課題としておいた方がいいと思う。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○中村総務課長 通算の運転時間は当然あるかもしれませんが経年による劣化というのも当然考えられます。たまたまですね、昨日停電がありました。あの上伊那全域で停電になったようですがきちんと自動的に非常用発電動きました。これで入れたやつもそうですし、3階のやつも動きましたので非常時には今のところ大丈夫かなと思っています。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に何かございますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは以上をもちまして質疑を終了いたします。討論に入ります。討論のある方。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決いたします。議案第1号 平成30年度箕輪町一般会計歳入歳出決算認定について認定すべきものと認めよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それではその認定すべきものと決定いたしまして本会議でその旨報告いたします。

それでは議案第11号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第2号)について説明をお願いします。課長

○中村総務課長 議案第11号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第2号)について細部説明。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは、細部説明が終わりました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。岡田委員

○2番 岡田委員 20ページすみません、区のパソコンの買い替えですけども、これはそのそれぞれの区に購入についての、一切をお任せするのか、それとも町としてはこう町内の業者さんにこう購入の紹介とか斡旋とかっていうのもあるのかどうかちょっとお聞かせください。

令和元年9月定例会総務産業常任委員会審査

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○川合総務係長 結論から言いますと一切区へお任せをいたします。といたしますのも、やはりそれぞれの区によってですね、スペック、要は容量だとか能力だ、パソコンの能力だとか必要なソフトだとかそういうものが異なりますので、ここは区、各区にお任せをしたいというふうに考えております。

○11番 荻原総務産業常任委員長 岡田委員

○2番 岡田委員 すみません。まあ町内の業者でも恐らくどんなものでも揃えられると思いますので、できればそれは町内の業者さんに限定するわけじゃないけども、何かしらの情報提供なんかをしていただければなというふうに思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○川合総務係長 結構区の方でもですね、やはりたけてる方がいらっしゃるようでそれぞれ整備に当たってそういう方と区の役員の方と相談なさって、こういうのを買ってきたりとか、こういうのを整備したいけどというご意見はお聞きしております。まあでもいずれにしても今承り、議員からご指摘あったことは承ってまた次の区長会なんかで情報提供していきたいと思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。他に何かございますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは以上で質疑を終了いたします。討論はありますか。聞きたいことある人。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 はい、それでは討論なしと認めます。それでは採決いたします。議案第11号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第2号)について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは異議ないと認め可決すべきものと決定いたします。本会議でその旨報告いたします。

【総務課 終了】

③税務課(収納対策室)

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○日野税務課長 議案第1号 平成30年度箕輪町一般会計歳入歳出決算認定について細部説明。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。それでは細部説明が終わりましたので質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。中澤委員

○10番 中澤委員 初めて見る資料なので用語がちょっと意味はわからないのでそれを教えていただきたいんですけど、1ページ目のところで言う個人とか法人とかにある滞納

繰越分っていうのはどういう数字にあるんだということと、予算額ってのと調定額ってあるけどその調定額ってどういう意味なんですか。であと用語は一応その二つを教えてください。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○井上収納対策室係長 先ほどの質問について返答の方させていただきたいと思います。まずはですね、調定額とか予算額につきましてですけれども、予算額につきましては前の年のですね、12月くらいから大体翌年にですね幾らくらいお金が入ってくるのかということを見越して予算というものを立てております。でそれで途中で見込みもより多かかったり、少なかったりした場合には補正というものをしまして増やしたり減らしたりいう形をちょっととらせていただいて、平成30年度の最終的な予算額がこちらのAと書いてある予算額のところに入っているような状況になっております。調定額につきましては各税目課税する際にですね、実際全部資料に基づきまして、税額の方を計算いたします。その段階です、徴収率が100%と見越した、あの全部入ったらもうこの金額というものがこちらの調定額というところにすみません、記載されている数値になります。で次が隣の収入額につきましては、実際に箕輪町にお金が入った分になります。でこちらにつきましては予算をたてるときに徴収率100%というのはまずちょっと難しいものですから、例年大体徴収率がこのくらいなのでということで、そこまで加味して予算の方を、計上して決めているような状況になっております。あとまた滞納繰越分という用語の方になりますけれども、実は平成30年の課税につきましては4月から3月までの間に、固定資産税ですとか住民税、軽自動車税ですとかそういった物を課税をして、その年に課税したものについては出納閉鎖期間を含めて、翌年の5月までにどれだけ徴収できるかということでこちらも徴収をさせていただいているんですけれども、その5月までに徴収ができなかったものにつきましては滞納しているものをですね、翌年の平成31年度の滞納繰越分っていう、あの予算の方に計上、予算というかそういったものに、今度計上をしていくような形になります。なのでこの滞納繰越分て書いてあるこの平成30年度の滞納繰越分は、平成29年までに課税をしたんですけれども平成30年の5月までに、平成29年のですね、ものが徴収できなかったものということで考えていただければと思います。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。はい、中澤委員

○10番 中澤委員 関連でもうちょっとだけ。この滞納繰越分っていうのを、翌年の予算という形で翌年要するに未収金分を予算化するんですね。それってのは累積していったらうのですか、それとも単年度で予算でその後この未収金はどうなるんです。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○井上収納対策室係長 滞納繰越分につきましては翌年、またちょっとあの予算の方に段々入れて、お金が入ってきたらもちろんこの収入金額、収入額というところに入ってくるような形になるんですけれども、やはり単年では難しいんですけれども、2~3年したらお給料とかが入るようになってきて徴収できるってパターンもありますので、でするのでそ

ういってその年にですね、お金が入ってきたものにつきましてはその最終的な収入未済額というところからは減っていくような形にはなるんですけども、中には会社の方が倒産してしまったですとか、お亡くなりになった方とかで相続人が全員相続放棄をしてしまって、どなたもですね滞納分を相続する方がいないような場合というものがございます。その場合にはこの資料の5ページ不納欠損処分の内訳というページございますけれども、税金につきましては1年に1回ですね、こういった形でその滞納額から差し引くようなそういった処理の方をさせていただいております。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○日野税務課長 あの具体的に説明した方がわかると思いますのでお手元の決算書の91ページをお開きください。91ページそちらに未納金調書といいものがございますよね、91ページそこに今言った滞納繰越したものがみんな載ってくるんですが、平成26年度以前のものでしたら町民税は幾らですよ、法人税は幾らですよ、固定資産税は幾らですよというような内容で、その年のその年度の各税がこんだけ残ってますよということが出てきます。29年まではそういった形でいって30年度分のもので2546万5,818円の数字が出てきますけどもそういった数字が出てくると、でトータルで9,723万円1,597円のお金がまだ滞納分が残ってますよというご理解をいただけるとわかりやすいのかなと思います。それから、今不納欠損のお話も出ましたのでそちらに地方税法の第15条の7というのがございますけれども、地方税法の第15条の7というのは滞納処分の停止等というようなことを第15条の中でうたっております。で、そういった内容は先ほどこの不納欠損、こういうのがこれだけありますよという井上係長から説明をいたしましたけれども、そういった内容でもう収入の見込みのないものはおとしていけるとというのが、地方税法の15条の中で決まっております。その法令に基づいてこの不納欠損ということをしてまいるわけでありまして。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。他にになにかがございませうか。はい、青木委員

○3番 青木委員 県の滞納整理機構に依頼する、町と機構に移管する、ここら辺の水準みたいなものは決まりがあるんですか。それをお聞かせください。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○井上収納対策室係長 滞納整理機構移管分につきましては、概ね目安といたしましては滞納が100万円以上で、あとは町の方でもいろいろ働きかけても、なかなか納付が見込めない方をなるべく抽出するようにはしてはいるんですが、滞納整理機構平成26年から移管するような事務が始まりまして、だいぶ滞納整理機構に移管する人が、その100万円以上という方がなかなか少なくなっていることもございまして、最近では100万円以上じゃなくても町の方ではちょっと難しくてなかなか徴収に至らないような、そういったような滞納者の方をお願いするような形になっております。箕輪町としては毎年11人ぐらいお願いするような形になっておりましてで毎年あの、なんていうんですか、全部変わるとい

うわけではなくて移管して2年くらいちょっとお願いする方もおりますし、新規で今年お願いしますという方もいらっしゃるって続けて継続と新規と合わせて箕輪町では11人お願いしているという形になっております。以上です。

○3番 青木委員 はい。そうすると、町の職員がいろいろ動いたけれど職員の範囲ではなかなか難しいというところがこの機構に移行されるという考えでよろしいんですか。はい、わかりました。

○11番 荻原総務産業常任委員長 はい、岡田委員

○2番 岡田委員 ちなみになんですけど滞納整理機構に回した分でお幾らになりますか単純に。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○井上収納対策室係長 平成30年の実績になりすけれども、移管額は本税が1,144万3,616円、そのうち滞納整理機構の方で収納できたものが447万7,633円、収納率的には39.1%になります。人数はさきほど言ったように11人になります。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。岡田委員

○2番 岡田委員 すみません。滞納整理機構の負担金ですが昨年度は幾らになるんでしたっけ。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○井上収納対策室係長 平成30年度滞納整理機構負担金は136万7,000円となっております。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。岡田委員

○2番 岡田委員 そうすると、136万7000円払って440万余りの回収だということですね、ありがとうございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に何かございますか。岡田委員

○2番 岡田委員 細かいとこですみません。岡田です、すみません。軽自動車税の滞納じゃない、1ページ目ですけど不納欠損2,000円、っていうこれはこの中身はどういうものか教えていただいてよろしいですか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○井上収納対策室係長 こちらの2,000円になりますが、実はかなり前に、ブラジルに帰国した外国人のバイクになります。で昔は1,000円だったんですけども数年前にですね、ちょっと税額の方変わりましたして2,000円になりました、そちらの分になります。以上です。

○2番 岡田委員 そうすると滞納繰越分の不納欠損もその15万2,000円ですか。結構やっぱりその外国人絡みのものってのはあるんですか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○井上収納対策室係長 外国人さんのものもあるんですが日本人の方もいらっしゃるって一概にそんなに多たってわけではないです。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。何かございますか。中澤委員

○10番 中澤委員 あの一個は欠損分の5ページの方、国民健康保健税で生活困窮で不納になってる5名の方って素朴な疑問なんですけど、健康保険証が失効になっちゃうってことですよね。でこの方はこの状態でそのあとどうなるんでしょう。素朴な疑問なんですけど。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○井上収納対策室係長 国民健康保険税につきましては、実は収入がゼロ円でも課税になる税目になりまして、中にはですね年度の途中で生活保護になる方とかもいらっしゃいます。それでそういった方ですね、生活保護になってからは国民健康保険から抜けて、また生活保護の方で面倒を見ていただくような形になるんですけども、そういった方たちの過去の分ですとか、あとはほかにもですね生活が今苦しくて、なかなかもう収入がなくてっていうような、そういった方たちもいらっしゃいますのでそういった方たちが主にこちらに入ってる形になりますけれども、ただまあ生活保護以外の方につきましては国民健康保険のままですので、あの皆さんにはお願いをして少額でも少しずつでも入れてくださってということで通常は納付をいただいているような状況になっておりまして、保険証も通年大体1年間の保健証を皆さんもっていらっしゃるんですけども、ちょっと短く区切らせてはいただいているんですけども、あの国民健康保険の資格はありますのでそういった形になります。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。他に何かございますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 ないようでありますので質疑を終了いたします。討論ございますか。

○3番 青木委員 討論なのかどうか。全般的に徴収率が上がってきてるということでこれは皆さん方の努力、これ数字で出てるんで頑張っていておると素直に数字を見ればわかります。それでね、問題になるのは徴収率のところ、現年分の滞納繰越金普通考えるとですね、現年課税分のところは99%クリアしてるんでここはまあいいと思うんだけど滞納繰越金でさっき言ったように26年度から滞納されてると、ここがねやっぱりあのまあこれ収納というのは技術面があって、非常に難しいことはわかるんですけどもまずは現年分で徴収率は上げてもらう、これは基本姿勢ですよ。現収、現年分。で滞納されている古いもの、25年とかそれはなかなか難しいんですけどもここはやっぱり整理機構にお任せというケースが多いんですか。この部分は。どうなんですか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論はもう反対の意見ですから。

○3番 青木委員 さっき言わなければならなかったの。

○2番 岡田委員 先に反対か賛成かってのを表明してから。

○3番 青木委員 討論はそれはないわな、賛成とか反対はない、ごめんなさい。それじゃ質疑のところで言えばよかったの。それじゃすみません、質疑でいい。

○11番 荻原総務産業常任委員長 もう終わっちゃったもので、もう討論入っちゃったものでもう。

○3番 青木委員 終わっちゃったんだ、ダメなんだ。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは以上で討論を打ち切ります。採決を致します。議案第1号 平成30年度箕輪町一般会計歳入歳出決算について原案どおり賛成の方の挙手を、いただきます。

【賛成者挙手】

○11番 荻原総務産業常任委員長 はい、ありがとうございました。それでは原案とおりに認定することといたします。あと補正ですね。

それでは議案第11号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第2号)について細部説明を求めます。課長

○日野税務課長 議案第11号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第2号)について細部説明。

○11番 荻原総務産業常任委員長 以上ですか。はいそれでは細部説明終わりましたので、質疑に移ります。質疑のある方挙手をお願い致します。岡田委員

○2番 岡田委員 9ページの個人町民税ですけども所得が3.8%を増えたと給与所得者、給与所得で4.4%増えているということなんですけどもその一人当たりの所得が増えたのか、それともその働いている方が相対的に増えてこういう増になったのかっていうのはわかりますか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○知野住民税係長 先ほどの質問でございますが、納税義務者としましては前年時に比べて200人くらい増えておりますので、今まで前年課税でなかった方が200名増えたということはありますけれどもそれも全体で割ってみると、一人当たりの所得も増えているという形になります。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。他に。青木委員

○3番 青木委員 補正で法人税が5,800万の減額ということですがはっきり言うところは企業の収益にかかわって景気に変動されるとこういうことはわかりますが当初の予算の中ではここまで減るということは予想されていなかった、という判断でよろしいのでしょうか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○知野住民税係長 予算編成の折にですね、大きな法人、大企業で14社大きな法人ございますが、その法人で6割以上この法人税というものを所得割を占めることになっております。その企業の確定申告の金額とかその半年後に入れてもらうと金額とかはわかっておりますのでそれを元に全体を推計するわけでございますけれども当初としまして平成30年よりは若干落ちるのではないかという形で31年度の予算を作成しましたけれども、想定以上にちょっと落ち込みの大きな税額の発生しなかった企業等ございまして大幅な減少となったものでございます。以上です。

○3番 青木委員 はい、わかりました。それでね、私は来年度の予算編成これから始ま

るんですが予想以上にね、私も企業会計に長く携わってきたんで世の中景気の変動はかなり減退します。そこで法人税というのはね県の場合は法人税率というのは高いものがあるけど町へ払う法人税というのは法人税率に税率をかけてるもんで実際には法人税少ないんですよ。県の場合は多い町へ払う法人税は少ないね。税額に税率をかけてるもんで極端に少ないんですよ。県に比べてね、法人税ってのは町に払うのはその中でこれだけの減少があるってことは来年度がかなり厳しくなるんじゃないかという私の個人的な意見ね。だからぜひそこは予算の査定で十分検証してもらいたいというに考えます。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○日野税務課長 これから予算編成が始まってまいるわけなんですけど、例えば製造業の箕輪町多いので、そういった状況でありますだとかそういったものを、そういった情報をも的確に把握しながら、また予算編成の中で反映していきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 岡田委員

○2番 岡田委員 製造業で落ちたっていうのの原因はわかっていますか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○知野住民税係長 すべての会社の原因はわかっておりませんが、新聞等で報道された中では損失、大きな損失があつてそれを計上したために今回法人、国に納める法人税が出なくなって、当然、それ先ほど青木委員さんも言われましたけども、国の法人税の何%で町の方に納めるのがあるのでそれがなくなったという形で把握している会社も固有名詞出せませんがありますし、後全体的にはちょっと把握できていない部分もあるのが現状です。以上になります。

○2番 岡田委員 はい。そうするとこの景気のどうこう云々よりもなんか特別な損失があつたということなのかとちょっと。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○知野住民税係長 結構な割合で製造業が前年より減少した企業が多いので、景気の後退もあると思いますが補正に関しましては、ちょっと大きな欠損金とかを計上した企業等もありまして、それが主な理由にはつながっております。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは以上で質疑を終了致します。討論に入ります。討論のある方。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決いたします。議案第11号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第2号)は、原案どおり決定することにご意見ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 異議ないと認め可決すべきと決定致します。本会議でその旨報告致します。

【税務課(収納対策室) 終了】

④産業振興課・商工観光推進室

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは産業振興課並びに商工観光推進室にかかわる案件を議題といたします。まず議案第1号 平成30年度箕輪町一般会計歳入歳出決算認定について細部説明求めます。課長

○三井産業振興課長 議案第1号 平成30年度箕輪町一般会計歳入歳出決算認定について細部説明。

○11番 荻原総務産業常任委員長 はい、それでは細部説明が終わりましたので質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願い致します。岡田委員

○2番 岡田委員 すみません、幾つかお願いしたいんですが19ページ、林業費町単独林道整備事業費林道作業道補修用原材料費シスイエースですが、これ数量をまた教えていただきたいのとこれ前にも何度か聞いてるんですが特許っていつ切れるのかまたわかったら教えていただきたいなというふうに思います。それとページめくって20ページみのわ祭り実行委員会補助金ですけど今現在の仲町での開催と工専地区でのやっていた祭りとの差ってのがあるのかどうかあるとしたらどれぐらいかというのをお聞きしたいなと思います。ちょっととりあえずすみませんその2件お願いできますか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○高山耕地林務係長 シスイエースの件ですが、すみません今数をこの場で把握しておりませんので、後ほど報告させていただきます。特許の期限も併せてご回答をしたいと思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○三井産業振興課長 みのわ祭りのあの差ということですが金額ってというか費用的なものでよろしいですか。はい、バイパスでやっていたときの方がですね警備員等の配置の数が少なくて済んでいたということで、その分は若干仲町に来たときの方が経費がかかっております。平成30年度から祭りの方が仲町に来たんですけれどもそのときは850万円の予算の補助金額でそこから25万円ずつ落としてきて今年の予算だともう800万円まで減らしてきておりますので、徐々に徐々に少なくしているところでございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。金澤委員

○9番 金澤委員 今のみのお祭りの関連で去年と今年続けて延期になったじゃないですか。延期になる、発生費用って減るのです、増えるのです。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○三井産業振興課長 発生費用がはっきり言って増えます。増えるのがまずまず警備員と、あと音響を全部借りたりしてるんですけどあちらの方が全部その土曜日に行われれば土曜

日分1日分でいいんですけど、日曜日に延期した場合は1.5倍の経費がかかります。ここ2倍にならないだけまだいいかなと思ってるんですけど、人員も確保しなきゃいけない資材等も全部その期間倍かりなきゃいけないということで昨年度も今年度も1.5、その2分野については1.5倍かかっております。他のものについてはほぼほぼ変わりません。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に。金澤委員

○9番 金澤委員 今の関連の繋がりじゃあ、ってことは去年も延期してるんでもし延期せずにやればもっと低額でできた。

○三井産業振興課長 そうでございます。

○9番 金澤委員 そうすると今年はさらに落として50万落として800万切ってますって言ってましたけど去年も延期しなきゃ800万切ってるんじゃない。

○三井産業振興課長 結果的に延長してもぎりぎりできる予算ラインでやっていますので。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。青木委員

○3番 青木委員 ちょっと教えてもらいたいんですが19ページですね多面的機能交付支払交付金の交付団体は箕輪町で何団体あるんでしょうか。それと685のところの森林整備事業補助金、上伊那森林組合に事業を補助金出しますがここは去年木下の財産区も中曽根と一緒にやったんですが含まれているんでしょうか。ちょっとそこをお聞きします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○三井産業振興課長 前段の多面的機能支払交付金の団体でございます。12団体でございます。でこの中で入ってない地区が三日町と福与それ以外はすべて各区にこういった環境保全の会議を設置していただいて交付金を受けている状況でございます。

○3番 青木委員 さっきの森林整備事業補助金は私の記憶では国と県の補助金を使って木下財産区と中曽根やったと思うんですが町の補助金も入ってるんですかねこれはつまり、この整備事業の補助金はどこの地区をやったということでしょうか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○高山耕地林務係長 大変申し訳ございません、まとめまして改めてご回答したいと思います。

○三井産業振興課長 基本的にはですね、各財産区等の森林整備事業に対する嵩上げ補助分とそういう部分になりますので、またちょっと地区については後ほど答弁させていただきます。

○3番 青木委員 はい、お願いします。それといいですか、どこだったかな、かやの高原の観光費のところ。

○11番 荻原総務産業常任委員長 何ページです。

○3番 青木委員 ごめんなさい。20ページ。20ページの観光費信州かやの山荘指定管理業務委託ということで242万委託してます、それでこの農業、今年の営業報告書の21期決算の中で、かやの高原の信州かやの山荘営業7カ月を見るとここちょっと教えてもらいたいんですが21期20期とも224万1,000円で営業収入と営業経費が同じこれはどういうこと

を意味してるのかちょっとお願いします。通常。

○小田切商工係長 はい。よろしいですか。はい、すみません、こちらちょっと複雑でして、まず町からは振興公社の方に24万2,000円ということで、242万円ということで税込みの金額で公社に委託料、指定管理料としてお支払いします。公社の方は220何万となるかと思うんですけど税抜金額がこちらの金額です。でそこで、さらに振興公社はですね、電気代ですとか管理ですとかするんですけど、運営自体を深山会さんの方にさらに委託しておりますお金、利用料ですとかそういったものは、深山会さんの方の収入になるので、そちらの方には出てこないというそういうような格好になっております。

○3番 青木委員 それでですねそこは意味合いはわかるような気はしたのですが20期と21期が同額の報告になっている、ここはどういう意味でとればよろしいですか。

○小田切商工係長 こちらの町からの指定管理料が毎年幾ら幾らって決まっていますので、その金額なので全く去年も一昨年も、今年も一緒というような格好になっております。で消費税が変わりますとその分上乗せして幾らか上がったりしますけれども。

○3番 青木委員 そういうことですか。はい。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他にございますか。岡田委員

○2番 岡田委員 すみません、18ページの農業振興費5の経営、真ん中位ですけども経営体育成支援事業助成金の被災農業者向け台風24号に関するものだということなんですけどちょっと内容をお聞かせいただきたいのと、全体ってこの被災された農家の方っていうのがどれぐらいの被害があったものに対してどれぐらいの補助助成をしたのかとか、その辺ちょっと中身をお聞かせいただきたいのと、次のページの19ページ、一番右下ですけど松くい虫の被害木伐倒駆除業務委託これが全体で何立米分の補助、伐倒駆除を行なったのかというのと、近い3年間ですかね、推移をお聞かせいただきたいと思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○市川農業振興係長 それでは私の方からは農業振興費のその経営体育成支援事業助成金のことについて補足させていただきます。この事業、先ほども少し触れさせていただきましたが今年の9月の終わりのころだったと思いますが平成、すみません台風24号これによって、去年はですね、その前に台風21号が襲ってきています。そこで果樹の落下とかそういうのもあってむしろ24号のときはですね21号に比べて農作物被害というのは少なかったと記憶しています。ただこの24号の被害でですね、1件の農家のナシ園の果樹棚が壊れてしまったということでですね、国の方でですね、災害復旧事業の予算措置がされたものですからそれに乗られる形になったものですから補助申請をしたということでありまして、ですからお一人の方だけが対象ということでもありますけれども農業用施設の復旧に対する補助ということになってます。農作物ではありません。はい、で840㎡の果樹園ということでそんなに大きくはない園でありますけれども復旧事業の総額が50万2,200円かかったとあります。ですから国と町の補助金額を合わせますと半額補助をしたという形でございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○三井産業振興課長 松くいの立米数については3年間ということでありますので私の資料だと、本数とかになってるので立米数扱いで、下にいくと立米数になってるんですけど、すみません、後ほど答弁させていただきます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 はい、他に。中澤委員

○10番 中澤委員 さっきあの総務課にお尋ねしたら、産業振興課に聞いてみろと言われたので。

○11番 荻原総務産業常任委員長 中澤委員、マイク近くでお願いします。

○10番 中澤委員 20ページの左上の林道日影線の改良工事費っていうやつでなんだ、なんだっけ、即決事案、対案が日影線で専決事案というんですね、引っかかってパンクっていうそれが6月議会と、今度の9月議会で両方出てて同じような鉄骨にひっかかってるって話で除去した方がいいんじゃないかって話が先ほど出たんですけどそのてん末はこの中に入っているのでしょうか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○三井産業振興課長 あの事故がですね、今年の事例なので、これはあくまでも前年の30年分ですので、すみません、それとついでですけども実は日影入林道につきましては諏訪さんとか伊那市さんも林道はずっと日影入線かかわってきまして、日影入線での協議会を作っております。それで実は優先的にですね、ひどいところから現在っていうのがなんでその鉄骨が、鉄筋が出てるかといいますと当時ふるさと林道ということで田中知事のころ、木製のガードレールですとか、木製のアスカーブといって土留めみたいなものが、当時は丸太を重ねてそこに鉄筋を打ってあったんですよ、それが経年劣化で、今丸太が腐ってぼろぼろになってきたもんで鉄筋だけ出てきちゃってる、そういう状態での今回町との専決で処分したんですかね、その事項になっておりまして現在作業はもう進めておりますのではない。今後は大丈夫かと思えますけれども、はい、以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 中澤委員

○10番 中澤委員 関連してあと二つだけですけど、表のちょっと見方でですね、例えば19ページの例えば、林業振興費というところに括弧付けになっているのはこれは予算なんですか、それで右側が施行された決算額ということなんです。どっちが決算。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○三井産業振興課長 これについてはこの事業コードの総額が、この括弧書きになっておりまして、主な部分を抜き出して金額を出してありますので一致してないところもあるということでご理解いただきたいと思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 はい。中澤委員

○10番 中澤委員 なんていいましょうか。農林水産費っていうのになるんですね、これが積み上がってくと。その農林水産費っていうやつの全体が今年構成比でいうと5.2ってなってるんだよね、でも昔辿ってくと6以上あって、1ポイント以上これだんだん、だんだ

ん、だんだん下がっているんですけどこの傾向っていうのは意図的になっているのかなんか政治的に意思があるのかなぜ落ちているのでしょうか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○三井産業振興課長 町の予算もですね、従前より若干その収入も増える年もあればということですね、総額では変動がもちろんあるわけでありまして。で従前はですね農業の、例えば構造改善ですとか大きな事業もかなり昔は補助事業として取り入れた部分もあります。で現在はそういった一通り、そういった大きな事業も終了してですね、また今このご時世ですと社会福祉ですとか関係の扶助費ですねそういったものへのウエイトが大分ここ伸びてくると、そうすると総額が変わらない中だとどうしてもどこからか、減らしてくる部分もありますのでそういった傾向で減ってきてると思われまして。

○11番 荻原総務産業常任委員長 はい、よろしいですか。他に。青木委員

○3番 青木委員 19ページの2番の松くい虫ねこれ伐倒駆除でちょっと私もお世話になってるんですけども、現状だと松くい虫の被害があるのはすぐ駆除しなきゃいけないってことだけこれは今町がですね、松くい虫の被害状況から見て今後増えると思うんですが執行率というかね、それはどのくらいなんですか。松くい虫が被害が100%あるということになると伐倒駆除を既にやったのは何%ぐらいということと、今後どう、今後増えると思いますが併せて。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○三井産業振興課長 先ほどの松くいの立米数はちょっと後ほど答弁させていただくんですが傾向、後ほど数値出しますけども実は松くいの全討伐倒燻蒸なんですけども実は横ばいかもしくはちょっと右肩下がりに減ってきてます。て言いますのが福与地区、また伊那でも始めていただいているんですが緩衝帯をつくって松くいが1度一気に飛んで来れないような状況もつくり出しているということと、そもそも松の木を福与地区では伐採してない状態にしてありますのでそういった部分で今実は辰野に新たに出だしてはいるんですが一応箕輪で今食いとめている状況であります。で松くいの被害木については基本的は発見次第全討駆除ということで一応すべて対応して、燻蒸をしている状況ということでご理解、ほったらかしにしてある木があるっていうわけではありませぬので、ということで、発生の本数もだいたい100、200本を切ってきている本数でいきますと、という状況であります。それから先ほど岡田議員さんからの伐倒燻蒸の体積ですね。実は28年度は本数でいきますと694本で844立米ここが一番爆発的に松くいが増えております。翌の29年度は本数でいうと220本367立米に減っております。で30年度は本数でいくと209本で352立米というような状況であります。本年31年度も昨年をちょっと今のところ、現在下回るような細かい数字は申し上げられませんが徐々に下がってきている状況でございます。以上でございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 金澤委員

○9番 金澤委員 これ立米であらわすということは、平米ではなく立米ってことは、木

の太さと長さを掛けて立米数出してるの、起算して全部搬出してるわけではないですよ。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○三井産業振興課長 今はですね、その場で伐倒をしてどのくらいになるのかな、1.5mか2mに切ってますね。そこで、要はビニールをかけて中に薬剤を入れて燻蒸をするというような、ですので搬出はしておりません。はい。立米数というのが議員さんおっしゃられるとおり太さ高さそれぞれ違いますので一応はその立米数で計算が基本ということをお願いします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他は。係長

○高山耕地林務係長 先ほどもご質問いただいたもので森林整備事業の補助金の関係です。どこの地区で行われてるものかということでこちらが木下、福与、三日町、北小河内で実施をされております。補助金についてですけれども国の補助金がありましてその補助外の部分の2分の1を町で補助するというものになります。国の補助金については30年度につきましては70%それ以外のも50%を町で補助するというものでございます。シスイエースにつきましては45本の支給をしております。特許についてはメーカーへ電話をしたんですけれどもメーカーで調査中ということでまた改めてお返事を致します。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。他にございますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは、以上で質疑を終了いたします。それでは討論に入ります。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決いたします。議案第1号 平成30年度箕輪町一般会計歳入歳出決算認定について、原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 異議なしと認め認定すべきものといたします。本会議でその旨報告致します。それでは補正もあるんだよね、どうします休憩入れますか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは会議を再開いたします。議案第11号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第2号)についていいんだよね。

○三井産業振興課長 結構です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それじゃ課長細部をお願い致します。課長

○三井産業振興課長 議案第11号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第2号)について細部説明。

○11番 荻原総務産業常任委員長 はい、それでは細部説明が終わりましたので質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。金澤委員

○9番 金澤委員 土岐さんの援農の件ですが子育て世代とのマッチングうんぬんという話で実際に夏場暑くなると朝4時頃日が明けてすぐやって実際に真夏の暑い時なんか昼間

仕事してないでしょう。それが子育て世帯の育ちと援農のマッチングが可能ですか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○土岐未来農戦略係長 そうですね、この夏はずっとその農家さんを回って実際に働いてらっしゃる若い女性ですとか、そういった方にお話をお聞きしたりとかしてまいりました。やっぱりその一番暑い昼日中の時間というものについては農家もほとんど休憩してますし、そういうところもそういうような形です。今まだ今申し上げたようなクラウドワークス、クラウドワークと農業の組み合わせっていうのはやっていないわけなんですけれども一番暑い時間を外して作業をしている、もしくは室内でできる作業をしている、そういったような形でうまく使っていらっしゃるなというふうには拝見しました。ですのでやり方次第なんだろうなというふうに感じているところです。ですので農家さんの作業の仕方自体にもやっぱり見直しして頂く必要があるし、働き方としてちょっと女性としての制限があるとか、トイレに行きたいですとかですね、そういったことをうまくお合わせながらやっていく話になるのであろうというふうには思っております。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか、他に。岡田委員

○2番 岡田委員 すみません、先に27ページ農業振興費0610ですけれども補助金として農業機械等導入事業補助金増いいうことで当初の予定よりも機械の購入希望が多いということなんですがこれは具体的にどのようなものが購入希望として出ているのか、またどれぐらいの補助率なのかということをお聞かせいただきたいと思います。もう1点すみません、次の29ページ商工振興費0701の負担金ですけれどもその出店する業者が増えたということですがこれもあわせて出店する業者の負担分てのがどれぐらいなのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○市川農業振興係長 農業振興費の農業機械等導入事業補助金でございますけれどもこちらは町で策定しております人農地プランというプランがあるんですね、いわゆる今後の地域の担っていく中心的な農家はどこかというそこに農地を集めていきましょうっていうことで進めているものなんですけれどもそこにプランに位置づけられた中心となる経営体に対してですね、そういった農家さんがですね、農業用の機械ですとか農業用施設農業用施設といいましても幅広くありますのでこの中でですね、あくまで農業生産施設ということ限定させていただいているんですけれどもそういった機械施設をですね、導入する経費の10分の3を以内で助成をさせていただいてます。しかしながら上限額を設けさせていただいております。ただ集落営農法人というのを、簡単にいいますと農事組合法人みのお営農ですね、こちらについては200万円を限度とさせていただいております。そうした経営体の皆さんのですね経営の下支えをしていこうということで始めております。予算、今回の予算要求の段階7月末日現在でですね、補助金の交付決定件数が4件ございました。今後もですね今年度4件ほどですね、まだ申請が見込まれるということですね、増額をさせていただいたという次第です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○小田切商工係長 では0701の商工振興費のご質問の件ですが当初1コマということで、この1コマの面積がですね、6×2.7mだったものを1.5コマにすることによって9×2.7mの面積になります。昨年度もそうだったんですが、出展企業者1コマですと細かく割るんですが、6企業が限度だったんですが、1.5コマにすることによってしかも角を取りますので10企業を募集する予定でございます。一応出展負担金多少がですね中小企業ということでもともと自力で出店するには厳しい企業さんを格安でということですので、1社当たり5万円のご負担をいただいて、ですので10社ですので50万円負担いただいて出展する予定でございます。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に。関連、岡田委員

○2番 岡田委員 すみません。

○11番 荻原総務産業常任委員長 マイクを。

○2番 岡田委員 すみません、今の説明をもうちょっとお聞きしたいんですけどもその農業機械の補助金増についてはこれからまだ4件ほど見込みがあるってということで、補正ですけどもこの172万2,000円っていうかなり細かいところまで出てるってことはどのような機械がもう想定されてるものが多分あると思うのでそれちょっと具体的にどのような機械が要望としてあがっているのか、見込んであるのかをお聞きしたいのと。いいです。それをお聞かせください。すみません。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○市川農業振興係長 この172万2,000円を算出するもととなりましたのが7月31日現在の補助金交付決定額がまず出発点であります。先ほど4件の交付決定を行ったというふうにお話ししました。その総額がですね、472万2,000円なんです。補助金のですね交付の上限額がみのお営農を除いて100万円が上限ということでありますので残りの4件のこれから申請される経営体がですね、上限額の100万円をまでの申請をするものと仮定してですね、当初予算700万円ですのでそれからの差引きにプラスをした結果ですね172万2000円が必要だろうというふうに判断をいたしました。今後ですね、その前に既に交付決定をした、対象のすべて農業用機械なんですけれどもトラクターであったりですとか水稻のコンバイン、みのお営農ですね、ございました。後はですね畜産農家でですね、堆肥処理用のホイールローダーがありました。後これも畜産農家でですね堆肥の散布機、マニアスプレッターですねの交付決定を行っております。今後見込まれるものとしてはこれ国の補助もですね入りますけれども園芸施設水耕トマトのですね増築を計画されてる農家さん、法人さんですけどありますのでその施設導入に対する補助ですとか畜産農家さんで牧草の播種器をですね導入を応募される方もいますのでそういったものへの補助、あの具体的にですねすべての農家を活用用途をですねお聞きは実はしておりませんで使いたいというご意向までしか聞いてない農家さんもおりますけれどもいずれにしてもそういった4経営体ほどがですね、今後今年度申請が見込まれるかなというふうに把握しております。

- 11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。はい、他に。中澤委員
- 10番 中澤委員 また用語の問題なんですけれども、例えば29ページ、28ページあたりに要するに区分というところで賃金っていうふうに出てきているものと報酬というふうに出てきているものがあるんですけど、この賃金で値する人というのはどういう雇用形態になっている人なのですか。報酬と賃金の違いが知りたい。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 室長
- 高橋商工観光推進室長 賃金と報酬の違いということなんですけれども、賃金というのは特別契約をしてるわけじゃなくて例えば何月何日ここの作業をやりましたとか単発的にやっていただいた方に対して賃金報酬を払うものをなります。報酬というものは先ほど言われたように委託契約というか雇用契約を結ぶ中で月々1カ月何日間働いてそれに対して月額幾ら払うという形で一応賃金と報酬ということは分けているところがございます。
- 10番 中澤委員 賃金っていうふう書いてある人とは雇用関係はないんですか。
- 高橋商工観光推進室長 基本的にはない。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。伊藤委員
- 1番 伊藤委員 今のことについて関連でお願いします。その賃金あるいは人工というような言葉を聞くんですけど要するに一人工あるいは日当的なものはこの金額的なことはよくわからないけれど、お願いしている人数という人数は、年間延べ人数という大体どのぐらいあるもんですか。草刈り等に出てもらえる方たちの。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 詳しくですか。大体でいいですか。大体で。
- 1番 伊藤委員 まずその人工っていうか日当。
- 三井産業振興課長 産業振興課にかかわる、例えば作業という理解でいいんですかね。ということですかね。(聴取不能) 単価と例えば草刈りだよ。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 係長
- 高山耕地林務係長 今補正をお願いをしました684町単独林道整備事業費を例えてみますと28ページですけど、はい、こちらについては10人で1日10人が1日やったものというところで積上げております。
- 1番 伊藤委員 単純に割ると1万7,400円ということよろしいですか。
- 高山耕地林務係長 はい、そうです。すべて込み込みです。はい。燃料とか機械も。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。はい、他に。青木委員
- 3番 青木委員 先ほどの商工振興費で幕張メッセ今までは40万くらいということだったんでここで補正でプラスをしたというのはいいことだと思います。町が箕輪町としてブースは箕輪町というくくりの中で出店されるということですよ。ね。中小企業さんがそうすると10社くらいのことなんで今まではそうすると非常に少なかったということですか。過去の2-3年前は。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 係長
- 小田切商工係長 はい、昨年も決算が出ておりますけども昨年も、諏訪圏メッセですと

か、機械要素展等出ておりました決算額で290万ぐらいです。今回も補正して補正した後の金額を足しますとさらに増えているんですけど今までは東京ビックサイトだったんですね、東京ビックサイトははっきり言って小さくて1コマの単価がこうぎゅっと小さいのでどうしても4社とか6社ぐらいしか連れていけませんでした。今回もう既に来年のオリンピックの関係でもうビックサイトでは、こういった展示会ができませんということで千葉の幕張メッセ、ちょっと遠いんですがその分広く、1コマ当たりの広さがでかいということで10社連れて行かさせていただくことにできました。当初予算を盛ったときは、今までどおりビックサイトで、東京の方のビックサイトで小さいコマだと思って計上したんですけども前回は行ったときにその時点から場所取りが決まってしまう今年2月に行った時に決まってしまうとちょうどコマが角コマの良いところがあいてまして、もしとれるならということで、仮予約ということで押さえてきたところ大丈夫ですということですので、ここで補正もお願いするものですので、ご理解をよろしくお願い致します。

○3番 青木委員 はい、わかりました。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に。岡田委員

○2番 岡田委員 すみません、何度も申し訳ないです。35ページの災害復旧費ですけども台風シーズンに備えて100万円の重機等借上料の増ということですけども、すみません、このシステムがいまいちよく私もわかっていなくて100万円というのはもうどういう重機を借りるのかってのは決まっているのか、その期間の定めもあるのか、っていうのもう1点、そのすぐ下の工事請負費とはこれ関係ないということによろしいのか、お聞かせください。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○高山耕地林務係長 重機借上費ですけども災害時の緊急的な作業といいますか、復旧に対応できますようにまずちょっと今手元がないんですけども単価を定めておまして、例えばダンプを使ったら幾らとかホイールローラーを使ったら幾ら、バックを使ったら幾らっていうようなことで積み上げてまして業者とも精算をする中で設計等なしで、機敏に動いて頂くというような形で作業において出てきてもらうということなので、それが引き続き数日使うとすれば、数日使うこともあるとは思いますがそうならばそれは復旧工事っていうような位置づけになってきますのでそういった部分で種類を分けていくかなと思います。ですので下の工事請負費とは性格が重機が来て動くという部分は一緒ですけども、その辺りの性質は違うものということでご理解頂ければと思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。他に、何かございますか。中澤委員

○10番 中澤委員 先ほどの賃金と報酬の関係で報酬はわかったのですが例えば賃金を払う人っていうことで産業振興課に登録してある雇用をされていない人ってどのくらいいらっしゃるんですか。賃金として払う雇用されていない何らかの関係のある人たちっていう人達に仕事を頼むんですよね、登録してあるか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 室長

○高橋商工観光推進室長 商工観光の関係なんですけれども萱野高原の関係で三日町生産森林組合ですとか、福与の生産森林組合、そういった組合の方たちが作業しに草刈りしてもらったときにお支払いするものが主ということで、登録というような今言われたような形ではないですけれども、組合に所属していただける方で何月何日作業をやりますよ、で出られる方出られない方当然いらっしゃいますので、出られた方の実績に応じてお支払いするような形で進めています。

○三井産業振興課長 (聴取不能) あとそれからすみません、先ほど日影入の話でもあったんですけども箕輪ダム周辺もですね、例えば、林道沿いの草を刈るそういう作業員の方たちはそうですね10人ほど特別登録してあるわけではないんですけどもそれぞれの組といえますか、お願いする方がいてそのときに都合の合う方が出てきてもらって草刈りをしていただいている状況ではあります。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。他に何がございませぬか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは、以上で質疑を終了いたします。討論に入ります。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは、採決いたします。議案第11号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第2号)原案のとおり可決することにございませぬか。

(「異議なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 異議ないものと認め可決すべきと決定いたします。本会議でその旨報告いたします。

【産業振興課・商工観光推進室 終了】

【2日目】

⑤建設課

○11番 荻原総務産業常任委員長 おはようございます。[一同「おはようございます」]昨日に引き続きまして総務産業常任委員会に付託されました案件の審査を始めたいと思います。先ほどは町道認定また松島の崩落の現場視察ということで大変ご苦勞様でございました。それではただいまより始めたいと思いますけれども昨日にましてですね、委員の皆様方の引き続き活発なご審議をお願いいたしたいと思います。それで前段は委員の皆様方に若干お話をさせていただきます。今回9月議会は決算認定ということであります。質疑、並びに討論の審議についてはですね、熱心にお伺いをしたいと、意見を出していただきたいと思いますが、ご自身のご意見を述べる時間は協議会の中で十分取りましますので、そのときに十分述べていただければと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

それではただいまより会議始めます。まず建設課にかかわる案件を議題といたします。議案第1号 平成30年度箕輪町一般会計歳入歳出決算認定についてと致します。細部説明を求めます。建設課長

○唐澤建設課長 議案第1号 平成30年度箕輪町一般会計歳入歳出決算認定について細部説明。

○11番 荻原総務産業常任委員長 はい、それでは細部説明は終わりました。これより質疑を行いたいと思います。委員の皆さん方はすみません、マイクにまた近づけて、ぜひともお願い致します。何かありましたら挙手をお願い致します。岡田委員

○2番 岡田委員 主要な施策のページの22ページ0840都市計画総務費ですけれども2,700万円あまりの決算のうち業務委託として236万主なものでも、全体の1割にも満たないんですけどこれどういったものの積み上げで、この2,700万っていうふうになってるのかをお聞かせください

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○根橋建設管理係長 こちらの0840は実際には職員の人件費が含まれています。なので建設課の職員のうちですね半分ぐらいの人件費が入ってきますので、ほとんどそういったものに入ってきます。その他は、どうしても消耗品とかそういった経費になってきますので主要な施策の方に書くものは昨年としてはこの委託しかなかったんですよね。ただ事業としてはいろいろやはり都市計画とかやって既に変更はしておりますけれども、そういった関係で事務としては、やはりあの調査とかはかなり多いものとなっております。ただ、お金の面で見るとどうしても人件費が主体となりますので、こういった主要な施策となっております。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 岡田委員

○2番 岡田委員 ありがとうございます。大体そうするとその2,700万の決算のうちのどれぐらいが人件費を占めるのか、大体で結構ですんで5割とか6割とかって大体の数字をお聞かせいただきたいのと、同じページですけど住宅管理費の中の上古田住宅団地リフォーム設計業務委託これがどういうものどれぐらいの戸数がリフォームの対象になっていて、どういう内容の、リフォームしてるのかちょっとお聞かせください。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○根橋建設管理係長 では先にリフォーム関係の説明をさせていただきます。この上古田住宅団地のリフォーム設計業務ですけれども水回りに関する設計を行っていただいています。で1棟、上古田住宅団地4棟で20戸なんですけれども、その中の1棟を選んで設計を委託しております。であの実際には設計を委託している段階で、委託して調査があがってきた段階でまだ実際に水回りとかをしますよというのは来年度以降の予定です。工事としてはその予定となっております。はい、でもう一つが人件費。

○11番 荻原総務産業常任委員長 大体でいいそうなので。課長

○唐澤建設課長 0840という事業コードの都市計画総務費の建設課分ですけれども今、ざっ

とした計算で大変申し訳ありません。約2,700万中で9割近くが人件費です。残りのものがさきほど根橋係長から説明あったように消耗品ですとか光熱費ですとかそういった割と細かなものだけです。で、その中で先ほど言った委託料というのが300万ってのは平成30年度においては突出しているということになります。以上、ちょっと雑駁ですけどよろしくをお願いします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。はい、他にございますか。伊藤委員

○1番 伊藤委員 ちょっとお聞きしますが21ページの0810除雪・凍結防止の散布の事業の委託ですけど昨年度雪の量が少なくて自分たちの周り雪かきが少なかった気がするんですけど、これに1,300万ほどお金が出てますが降った年との差ってものはうんともつとあるわけなのかそれともどういう加減でこれだけのお金が出てるかお聞きしたいと思いますが。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○根橋建設管理係長 ご質問のありました除雪・凍結防止剤の散布業務委託ですが、昨年は確かに降雪量が少なかったので29年度はちなみに1,634万7,380円を支出しております。で今年が、今年じゃない30年度が1,328万ですので、300万ほど差は出ております。ただこちらの方は実際の降雪に対して業者さんが動いたときに、お支払いしてる委託料のほかに業者さんが降雪に備えて、機械をリースとかで借り上げを実際に業者さんからしておりますので、そちらに対する機械を管理しているお金というものをお支払いしています。それがですね以前昔もご質問があったのですが29年度の段階では、機械管理費というものがある870万円ぐらいありました。ただ、30年度の時点では委託してる業者さんの中で自社のものがもう使えなくなったので今度リースに移りますといった業者さんがいらっしゃいましたので、機械管理費の内訳が増えまして機械管理費の方990万円ほど支出しております。実際のなので、業者さんが動いたものとしては340万円ぐらいの支出しかないんですけども、業者さんが実際に、降雪のときに対応してくれるための備えとして使っている機械に対しても町の方からお金を委託費として支出しておりますので、そちらの方の支出がだんだん増えているので降雪量は減ったけれども委託料は減にはなっているけど、その分丸ごととは減っていないというのが現状です。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 いいですか。他にございますか。はい、中澤委員マイクに近づけてをお願いします。

○10番 中澤委員 21ページやっぱり0810についてですけど例えば今の除雪の問題や例えば2番の道路舗装委託とかね、その委託っていうのは指名方法とか業者の選定方法になんかルールがあるのですか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○唐澤建設課長 業者の選定につきましては建設課の担当ではございませんが知ってる範囲で申し上げますと一般的には入札と同じ形で私どものセクションでない、

金額によって変わるんですけども、こういった大きなものになりますと別の選定委員会という組織の中で選定行為が行われ、町長がそれを認めそれによって入札なり見積もり合わせをするという形になっております。

○11番 荻原総務産業常任委員長 以上です。はい、どうぞ。

○10番 中澤委員 今度用語の問題ですけどもやっぱ21ページのそのオーバーレイというやつと0811の繰越明許ってのは何ですかという質問ですが。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○唐澤建設課長 オーバーレイについては工事の係長の方から説明しますが今おっしゃられたのは繰越明許ということですか。

○10番 中澤委員 はい。

○唐澤建設課長 これ、これにつきましては正確に言うと財政で答えてもらうのが1番いいんだと思うんですけども、私の知識でよろしいですか。

○10番 中澤委員 はい。

○唐澤建設課長 行政の予算というのが単年度予算です。原則が。だから4月から3月まで一区切りになってます必ず。まずそれを頭に入れておいていただきたいと思います。こちら財政上の関係ですので、間違ってるかもしれませんが後で企画の方に確認してください。で、そういう単年度予算なんですけれども単年度で事業が終わらない見込が出たときにはこの繰越明許という制度を使って予算そのものを翌年度に繰り越すという措置をとります。ですので予算の繰越をするということを議会に提案し、予算の中で認めていただいてこの例えばある、なんだろうな、八乙女か、370だかこれについては何月の議会かってのは明言できないんですけども、議会の方に提案し幾らの予算を翌年度に使用するために繰り越させていただきたいということで審議をいただいて認めていただいてその予算を翌年度に繰り越した中で執行した、その結果がここに書かれてるというふうにご理解いただきたいと思います。

○根橋建設管理係長 よろしいでしょうか。

○10番 中澤委員 わかりました。

○唐澤建設課長 ではオーバーレイについては工事の係長の方から説明致します。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○藤澤建設工事係長 お尋ねのオーバーレイについてですけど通常、舗装打ち替えというと、舗装を剥いで舗装アスファルト合材を打ち直すのが舗装の打ち替えで、オーバーレイってのは今ある道路にさらにアスファルト合材をかけるのがオーバーレイになります。見た目の違いで言いますと舗装の打ち替えだと舗装の出来上がりの高さはその以前と同じですけどオーバーレイをやると前よりも高くなるという形になります。

○10番 中澤委員 もう一つ。

○11番 荻原総務産業常任委員長 はい。中澤委員

○根橋建設管理係長 もう一つだけ21ページの0825のそのグリーンベルトっていうのは

どんなものでその要するに設置する基準っていうか、何となくわかりますけどガードレールとかとこういうのって、どうやって施工する基準みたいなものがあるのっていう。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○唐澤建設課長 グリーンベルトについて大枠のところでは私の方で述べさせていただきまして補足的に何かありましたら工事係長の方で話をさせていただきます。グリーンベルト議員さん方既にご存じだと思うんですけども、道路の外側線のところに緑で塗ってあるものを指します。でグリーンベルトというのが何をやるものかというところが通学路である子供さんが通る道であるということを車の運転者、ドライバーに対してより目立たせるためにやるものです。ただそのグリーンベルトの中にいけば、安全ということではありません。そこが人が通る所だから、子どもさん通る所だから気をつけてねというのを、より目立たせるためということですが、グリーンベルトの基本です。です。で道の両側にあるのもあれば片側にあるのもあるという形ですがいろんな形態があります。でグリーンベルトにつきましては町としてはここ何年もやってきてるんですけども基本的には各学校の保護者の皆さん等から、もしくは学校サイドから希望を聞きながらどこにほしいですかということをお聞きしてで学校に近いところから順にグリーンベルトを設置してあります。中澤議員さんの地元でいくと、西県道にグリーンベルトを敷いてあると思うんですけどもあれにつきましても、西小学校の要望を伊那建設事務所に伝え、伊那建設事務所の方で管理しているところですので、グリーンベルトを順に伸ばしていただいているという路線になります。といったことでガードレールがどうのこうのということではなくて子供さんの通学の安全をという観点でグリーンベルトを設置してるという形のものになります。補足はいいですか。以上になります。

○10番 中澤委員 でそうすると例えば路肩があるところとガードレールがあるところってのもあるじゃんね。路肩っていうのなんていうの路肩のブロックみたいな縁石か、縁石を置くって意味と、ほいじゃそのグリーンベルトを縁石そのガードレールっていうのは何か設置の基準があるのですか。要するに。

○11番 荻原総務産業常任委員長 中澤委員、それは質疑ですか。それとも単純にその物の意味だけだったら協議会で言ってください。

○10番 中澤委員 最後に1個、これも協議会でいいです。

○11番 荻原総務産業常任委員長 はい、それでは他に何かございませんか。岡田委員

○2番 岡田委員 すみません。1番最後にお話いただいたその住宅使用料の未納欠損、未納金ですけどこれって不納欠損ってあるのですか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○根橋建設管理係長 はい、こちらのですね住宅使用料の未納金調書につきましては税金等と違いまして不納欠損はできないので減っていかないというものになります。

○11番 荻原総務産業常任委員長 金澤委員

○9番 金澤委員 その質問の続き、同じようにやろうと思ったんだけど、さっき根橋係

長の説明は現年度分は払っているけど今までの蓄積分がなかなか払えない人がいるんで、そのまま持ち越しでずっと継続していくという話ですけど踏み倒してどっかいっちゃう人はいない。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○根橋建設管理係長 あの正直な話そういった方もいらっしゃいますし、いらっしゃいます。ただそれでもこちらの方は不納欠損できないので連絡をとっていたら、今年になったらなぜか県内に戻ってきたというような方もいらっしゃいますのであの県外に出てってまた県内に戻ってきたもんでそういった方も粘り強くじゃないですけども情報切ってしまうというわけにもいかないのでもいかずに例え県外になっても通知だけでも郵送し続けてお金払ってくださいねとかそういったことは続けております。以上です。

○9番 金澤委員 それは外国人居住者の方が多ですか。でもない。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○根橋建設管理係長 ちょっと手元にデータがないのでなんですが滞納者は外国の方もいらっしゃいますし日本の方もいますが、外国人の方が特別多いということはないです。はい。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。他に何かございますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 ないようでありますので以上で質疑を終了いたします。討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決致します。議案第1号 平成30年度箕輪町一般会計歳入歳出決算認定について原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 ご異議ないものと認め、認定すべきものといたします。本会議でその旨報告致します。

続きまして議案第11号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第2号)について建設課に係わる部分を議題と致します。課長10号があったか。すみません。訂正を致します。議案第10号 箕輪町占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について細部説明を求めます。課長

○唐澤建設課長 議案第10号 箕輪町占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について細部説明。

○11番 荻原総務産業常任委員長 はい、細部説明が終わりました。質疑を行います。質疑のある方は挙手を。中澤委員

○10番 中澤委員 すみませんね、わからんことばかりで。その占用期間が1月未満である場合における占用料の額ってところのこれ自体わからないんですけど、これは

何を言ってるんでしょう。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○唐澤建設課長 すみません。あのひと月という形です。占用料基本的には1年間幾らという形を出してるんですけどもひと月未満となりますと消費税の課税対象になるという形が国税庁の方から見解が出ておりまして1年分だとかからないんだけどひと月未満のものについては消費税の課税対象なるという国税庁の見解に基づいてのこの表現になっておりますのでよろしくをお願いします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 法律ですのでよろしいですか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは質疑終了し討論に入ります。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決致します。議案第10号 箕輪町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について原案どおり決定こととするにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 異議ないものと認め可決すべきものと決定致します。本会議でその旨報告致します。

続きまして議案第11号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第2号)について建設課にかかわる案件を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○唐澤建設課長 議案第11号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第2号)について細部説明。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは細部説明は終わりました。質疑のある方は、挙手をお願い致します。岡田委員

○2番 岡田委員 恐れ入ります。30ページ、国道バイパス歩道中低木整備業務委託料増ということですけどこれまでご近所の方がやられていたものということで大体何がどれぐらいの本数あって、処分料はどれぐらいっていうふうに見積もりが出てるのかをお聞かせいただきたいのとその次の都市公園管理費の支障木伐採等委託料ですけどもこれの立米数も教えていただけますか。見積もり、多分処分料も込みですよ。どれぐらいで見積もられているのかお聞かせください。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○根橋建設管理係長 国道バイパス歩道中低木整備業務委託料、こちらももとの予算上の題目が中低木ということになっているんですが、今回依頼したのは今まで個人の方がやられてたということでバイパスから外れた法面になってます。なのでバイパス沿線の法面で、長野県の土地であったところを個人の方がやってくれていたというようなところになっていますので、木はありません。草で面積とかは出していないので、申し訳ありません

がわからないです。支障木はちょっとお待ちください。はい、すみません、センターパークの関係ちょっと立米、樹種としましてエノキと柿と白樫とモミジ、それぞれ1本ずつの官民境界部分の部分選定また低木とか下草の処理も含まれておりますけれども、エノキが計算するのか。計算しなきゃいけない、こっちかすみません。処分費、今想定になってますけど400kgで想定して見積もりを取ってそれをもとに予算、補正予算を計上させていただいてあります。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 岡田委員

○2番 岡田委員 その上のバイパスの草の管理ということですけどよくわからないのですが場所と処分ということは、草刈りということですけど刈った草を全部回収することですかね、確認だけお願いします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○根橋建設管理係長 場所は沢から大出にかかるあの通称熊野坂の方ですかね。あちらのところの西側の方ですね、そちらの方でそのこれは中低木の関係も一緒なんですけど、刈った物をすべてご自分の所管する土地まで運ぶところまで全部含めての処分料となっております。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 はい、どうぞ。

○2番 岡田委員 あの法面相当広いんですけど、あれを全部刈る、イメージがつかなくてすみません、あれを全部刈るということでもいいのか。それともちょっとどれぐらいの規模なのか教えていただけますか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○根橋建設管理係長 先ほども申し上げましたが、ちょっと面積とかまでは測ってないんですけど、その方がその依頼されたところが熊野坂のその西側のところに神社か何かがあるところなんです、その法面のところを今まで自分でほぼ全部刈ってくれていたんですけど傾斜がきついとこを刈ってくださいというような形で町の方に来ましたので、県の方にはお問合せしたのですが、県はできないというような形だったので、ちょっとあの、この、もともとのこの、国道バイパスの歩道中低木の整備というのが本来は県でやるところを、町が景観ですかね、景観保全も含めてですけども、そういったところを含めて実際に中低木の整備ですとか実際に草刈りとかそういったものを区の皆さんにも行っていただいておりますけども、そういったところを行っている事業になりますので、なかなかこちらの方もバイパスの外側の法面ってところまでは今まで実際にはあまりやってはいないんですけども、その地元の方が今までご好意でやってくれていてちょっとさすがに県の土地でそれ以上草が伸びてくるとなると困るよというようなお話であったので、今回その町の方から県の方に委託しましたが、依頼しましたが断られましたので、町の方から実際に中低木を剪定してる業者さん処理をしてもらってる厚生協会さんの方に依頼をして、見積もりをとって実施していただくというようなものとなっております。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 岡田委員

- 2番 岡田委員 すみません。どのような見積もりが出てるのかちょっと掴めないんですが、見積書は出てるということでよろしいですね。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 そりゃそうさ。
- 根橋建設管理係長 見積書は、はい、出ております。
- 2番 岡田委員 そうするとどれぐらいの面積を刈って、どれぐらいの人工がかかって、どれぐらいの処分料が出るってということがもう把握されてるということでよろしいんですね。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 係長
- 根橋建設管理係長 あのそこまで細かいものはいただいておりません。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 岡田委員
- 2番 岡田委員 じゃあ何を根拠にこの金額ができてるのかちょっといまいちつかめないので、現地を見るってことはできるんですかね。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 建設課長
- 唐澤建設課長 バイパスの管理、厚生協会さんに頼んでます。今年先ほど根橋係長が言ったようにいつもやってもらえる所ができなくなった、あの辺のところを追加でやっていただくには幾らかかりますか、というような聞き方してありますので変な話ですけど何㎡、何人工、そこまでの見積もりを依頼したものではありません。厚生協会さんの方はほとんど人工賃で見えますので、先ほど言ったように草の処分については自社地で処分をしているということですので、そういった細かな部分までの見積もりまでが出せる業者さんではないと思いますのでご了承いただきたいと思います。以上です。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 岡田委員
- 2番 岡田委員 面積がわからない。そうすると面積も町としては把握してないということですね。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 係長
- 根橋建設管理係長 この範囲でという位置は指定をしておりますけど、厳密な面積というものまでは、把握していないのが現状です。以上です。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 ちょっとじゃあ、そうは言っても333万。
- 2番 岡田委員 33万。
- 9番 金澤委員 委託料は。業務委託料は33万。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 実績で請求来るのが決まってるでしょう。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 どれくらい刈るの。かなり広いですよ。全部刈るとは書いてないでしょ。あそこは結構あるよな、草が。
- 1番 伊藤委員 全部刈るって話です。1番下のじゃなくて、上を上がってって信号機のところまでは本当狭い話だけど
- 2番 岡田委員 全部やるの。あの法面全部ってこと。
- 1番 伊藤委員 うん。全部だってことですよ。法面を全部ってことですよ。

- 2番 岡田委員 違うでしょ。あれ。全部やるのですか法面。
- 1番 伊藤委員 あれ。岡田さんどっからのことだと考えてる。
- 2番 岡田委員 僕はわからないもので聞いているのです。
- 1番 伊藤委員 場所がわからない。
- 2番 岡田委員 場所は分かってるのです。どれくらいの面積やるのかがわからない。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 せめて㎡数は。
- 1番 伊藤委員 そんなに難しくないな。わかるな。
- 2番 岡田委員 ㎡数わからなくてもいいですよ。前年で33万だったらわかりますけど。
- 3番 青木委員 岡田さんの言うこともわからないわけじゃない。わかるわかる。
- 2番 岡田委員 地図でおとせますか、大体この辺だよっての。
- 根橋建設管理係長 まあ大体なら。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 それがいい、それがいいかもしれないね。
- 2番 岡田委員 それがわかればありがたいかもしれない。地図で分かれば。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 ここで今の件につきましてですね、せめてちょっと地図くらいでちょっとおとしてもらって、大体こっからここくらいっていう位のところ示していただくことがいいと思いますので、それをしていただいて審議再開ということで。
- 唐澤建設課長 じゃあそれを今準備するっていうことですか。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 採決が出来ないもので。
- 唐澤建設課長 住宅地図位でいいですよ。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 うん、いいいい。大体そうは言っても全くわからないっていう、㎡数もわからないし何もわからないということはまずいってことだもので。
- 9番 金澤委員 関連の（聴取不能）
- 11番 荻原総務産業常任委員長 追加。
- 9番 金澤委員 関連が今のってこと。
- 唐澤建設課長 今住宅地図用意してますので、まず別件があればそちらを進めていただいて。
- 9番 金澤委員 今の関連ですけど年間の頻度って1回なんです、数回。1回で済まないと思うよね。そうだよ。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 係長
- 根橋建設管理係長 厚生協会さん、実際に草刈り以外にも中低木とかもあるので物によってちょっと回数違うのですけれども中低木は基本2回です。草刈りとかは逆に追加的に頼むようなものになりますけれども伸び具合に応じてという言い方ですかね、それでも2回程度は実施をしていただくような形で契約をしています。以上です。
- 9番 金澤委員 はい。
- 2番 岡田委員 これは1回分ですよ。補正だもので。年度途中の1回分を33万。
- 3番 青木委員 誰もいってねえぞそんなこと。聞いた方がいい。聞いてみればいいじ

やない。何回分なのって。

○11番 荻原総務産業常任委員長 岡田委員

○2番 岡田委員 すみません。じゃあこの補正の33万ってのというのは、1回分なのか、それとも複数回分を想定してるのかをお聞かせください。

○根橋建設管理係長 一応年度途中の補正なので1回分で想定していますけれども。

○11番 荻原総務産業常任委員長 岡田委員

○2番 岡田委員 31ページ箕輪ダム周辺公園トイレの修繕で私何度か見るんですけど、やっぱり傷みがこう早いっていうなんか構造的なものがあるのか、その都度違う場所を修繕されてるというふうなことなのかちょっとわからないんですけど、本当によく見る項目だなと思っていて今回でいえばどういったような内容のものなのか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○根橋建設管理係長 先ほども申し上げましたとおり例年の歳出とかと比較してこれくらい不足するであろうという額でもってますので、現在のところ何々を修繕するという予定とはちょっと異なります。例年ですとやはり冬になってくるとやはりトイレ関係、水回り系がよく壊れます。あとですね、今もうハイシーズンみたいなものになってるんですが、これキャンプ場とかも全部含まれてますので、キャンプ場の水道関係が利用者が増えれば増えるほど、よく壊れてしまいます。何年に1回とかそういったこともなく壊れてしまいます。あとキャンプ場の中ですね、やはり利用者がちょっと増えてくると中に置いてある東屋とかそういったものも壊れたりします。ただここに別に東屋が壊れることを想定しては全くもっていません。お題目がトイレ等ってなってますので、かなり広い範囲の修繕を含んでますので、そちらだけご了解いただければと思います。説明は以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。はい。地図出ました、いくらちょっと。

○唐澤建設課長 今確認してます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に質疑何か。なにか説明ありますか。課長

○唐澤建設課長 先ほどの草刈りのとこですけども、予算的にはそういう形の見積もりを使わせていただいて、予算要求をさせていただきました。実際には作業が終わった段階でそれなりに応じた請求が出てくると思いますので、過大に支払うとかそういったものではないということだけご理解いただきたいと思います。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 予算と実績と違うってことだよな。要はこれだけのお金だけ、予算とおきたいっていう。

○唐澤建設課長 見積もりがあったのでやりますけど実際には作業量に応じた請求が出てくるということです。

○11番 荻原総務産業常任委員長 はい、わかりました。他に質疑ございますか。（「なし」の声あり）

令和元年9月定例会総務産業常任委員会審査

○11番 荻原総務産業常任委員長 では以上をもって質疑を終了いたします。討論に入ります。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決致します。議案第11号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第2号)原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定致しました。本会議でその旨報告致します。以上ですね。

○唐澤建設課長 町道認定があります。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは議案第15号 箕輪町町道の認定についてお願い致します。建設課長

○唐澤建設課長 議案第15号 箕輪町町道の認定について細部説明。

○11番 荻原総務産業常任委員長 細部説明が終わりました。質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願い致します。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは質疑ないようでありますので終了致します。討論に入ります。討論のある方。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決いたします。議案第15号 箕輪町町道の認定について、原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 ご異議ないものと認め認定すべきものといたしました。本会議でその旨報告を致します。

【建設課 終了】

⑥水道課

○田中水道課長 平成30年度 箕輪町一般会計歳入歳出決算認定について細部説明。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは細部説明が終わりました。質疑を行いたいと思います。ほいじゃここでいいのだよね。1度あれしても。はい。それでは細部説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方。岡田委員

○2番 岡田委員 すみません、もう忘れてしまっただけ確認をしたいんですけど、例えばですけれども3ページの農集排の農地費ですね。不用額1,800万っていうのは、これ特別大きい数字なのか、この年だけこういう数字になるのか、これぐらいが妥当なのかというちょっとお聞かせいただけますか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○永井水道管理係長 はい、これはですね具体的には決算をしてみないと、どのぐらいの数字が本当に不用なのかってのはみえてこないところがございます。公営企業会計は一般会計のように出納閉鎖期間というのはございません。ですので皆様方下水道使用料、上水道使用料って3月に賦課されてお支払いいただいているかと思うんですが、3月に皆様方にお金をかけたものが、3月の31日までに、まあ土日を含んでしまうと営業日が例えば金曜日までに入ればそれはその決算の中の収入になります。しかしながら、それが4月1日以降に入ってしまうとそれは翌年度の未収金が入ったってことになりますので、これはなかなかですね、ぎりぎり予算を見積もってしまうと決算上赤字の決算ということになります。ですのでこちらについてはですね、慎重に予算というのは集計をして考えなきゃならないというものでございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。他に質疑ございますか。中澤委員

○10番 中澤委員 素朴な疑問なんですけど私29年度前までの決算カードと30年度の決算カードを前もらったんだけどフォーマットが違うもんで読み取ることができないんですが、要するに公共事業への町の支出金という形になるものっていうのは、この数字から見ると、どこを見れば分かる、読み取れるのでしょうか。だから質問の主旨はあの決算の要するにここのあの総務省にね、アップロードをしていく決算後に公共事業への町からの支出金って形でここにあてるわけですよ。支出しているんですよ。だからここに反映するのだと思うんですけど、この今私たちが審査しているこの数字の中から町が上水道へ、あるいは下水道へ支出金としてあてるお金っていうのは、どれを見れば読み取れるのですか。抛出っていう意味ですけど。

○11番 荻原総務産業常任委員長 水道課長

○田中水道課長 ちょっとその歳出の性質別データ分、款別と性質別でしか決算カードには出ていないかと思うんですけども、でその歳出の予算の、決算の性質の振り分けについては、財政の方で行っております。のであれなんですけれども、一般論でよろしいでしょうか。一般的には公営企業会計、法適用している公営企業については補助金の中に含まれていたかと。その中に補助金っていうの、あの決算カードの中に、そのうち一部組合とかそういった内訳も書いてあったかと思うんですけども、そういう分けはございますか。それ以上ちょっと詳しいことは財政の方へ確認していただきたいと思います。そこには入っていないと思う、あの補助金という分けの中に。

○2番 岡田委員 決算カードを元に議論してないもので。

○10番 中澤委員 わかならない。どこを見れば。

○2番 岡田委員 公共事業等の状況。

○10番 中澤委員 この数字はどこから。

○2番 岡田委員 この公共事業等の状況の様子見るとこの数字がどこに反映されるかってのもお聞きしたいです。

○3番 青木委員 (聴取不能) 会計から繰り入れるとか、俺が色々言っちゃいけないか。

○2番 岡田委員 混乱しちゃう。

○11番 荻原総務産業常任委員長 言ってる意味がよくわからないものであれだろうけど。係長

○永井水道管理係長 はい、理解できました。今皆様のお手元にある、この決算カードです。その1番下のところの真ん中あたりに、縦書きで公営事業等の状況ってところがございます。そこを右にスクロールしていただくと普通会計からの繰入額というのがございます。その下から三つ目農業集落排水ここに138000ってございますね、これが私が今ご説明した3ページのP51ページの決算額138000とこととイコールに、はい、そうです。それでもう一つその公共下水道と特定環境保全公共下水道ってございますね、その下に。公共下水道が308900、特定環境保全公共下水が121100、これ足していただくと4億3,000万になります。はい。

○10番 中澤委員 これが、これ。

○永井水道管理係長 はい、でこれご説明致しますと、公共下水道の会計の中に、公共下水道と特定環境保全公共下水道とそういった二つの事業持っておりますので、会計自体は公共下水道1本で入ってきますけれども、その内訳として公共分が3億890万、特環が1億2,110万か、ということになります。よろしいでしょうか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 ないようでありますので質疑を終了致します。討論に入ります。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決致します。議案第1号 30年度箕輪町一般会計歳入歳出決算認定について原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 ご異議ないものと認め認定すべきものと致しました。本会議でその旨報告致します。

議案第5号 平成30年度箕輪町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてこれ一括でそれともこれ別々、審議は一括でいいですか。はい、議案第6号 平成30年度箕輪町下水道事業会計決算認定について、一括で細部説明を求めます。水道課長

○田中水道課長 議案第5号 平成30年度箕輪町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について及び議案第6号 平成30年度箕輪町下水道事業会計決算認定について細部説明。

○11番 荻原総務産業常任委員長 はい。ただいま細部説明が終了致しました。これ木村さんあれそれぞれ質疑一緒でいいの。質疑は一緒でいいのかい。一緒でもいい。ただいま細部説明が終わりました。ただいまより質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願い

致します。岡田委員

○2番 岡田委員 水道の8ページ、すみません、先ほどその建設工事の中で上古田の北グレイスフルの北というふうにおっしゃっていました、すみません、場所がいまいち上古田の北に何かあったかなと思って、グレイスフルの北に何かあったかなと思ってどういう工事なのか、ちょっともう1度お聞きしたいのと、そのすぐ下業務、業務量というところで1番下の表、供給単価と給水原価で29年度これ差し引きでプラスになってるというのがびっくりしたんですけど、プラスになる年も結構あるのか、そこをお聞きしたいなど。すみません。

○1番 伊藤委員 係長

○木村水道工事係長 グレイスフル北というのは、建物が特にあるわけではなくて、水道管布設替工事となっておりますので、グレイスフル北のすぐ北の道の中にVP古い塩ビ管をHIPEPの100に替えたという工事になります。主要路線ということで古いところから、漏水が多いところから直しているところの一部というふうにとらえていただければと思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○永井水道管理係長 供給単価と給水原価で29年度がプラスに振れていると、そういったご質問でございます。これ要因がやっぱりございまして上伊那広域水道企業団から水道を、水を買っております。それが29年度から向こう3年間でございまして、28年度に比較しまして10%値下げが行われました。従いまして29年度は供給単価が勝っていると、つまりはプラスに振れていると、これが29年度でございます。30年度は逆にまたマイナスに振れているというのでございます。これがですね、要因があるんですがやはり供給給水原価は一緒なんだけれども、それ以上に経費がかかっているということでございます。なぜならばということなんです、減価償却費ですとか資産減耗費というのがそれぞれ300万から400万前年度統計と比較いたしまして増えております。また職員ですね、これ会計上の問題になりますけれども先ほど企業会計には収益的収支と資本的収支っていうのがありました。そこにそれぞれ予算科目上貼りついている職員がおりますけれども、その職員の人件費だとかの単価によっても変更がございまして、一概に全く同じ経費と、同じでいけば当然そのプラスに振れているところでございますけれども、そこについては前後があり得るところということでございまして、プラスマイナスの幅があり得るといったところでございます。

○2番 岡田委員 ありがとうございます。プラスになる年も結構あるのかっていうことを一つお聞きしたいのと、それともう1点水道の9ページ事業費に関する事項の一番下の表の下から2段目特別損失ですけども、30年度131万4,310円の特別損失というのは下水道と同じで、これも不納欠損ととらえていいのかどうかちょっとお聞きしたい。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○永井水道管理係長 まず一つ目の質問でございます。供給単価と給水原価でプラスにな

る年もあるのかといったご質問だと思いますが、あると思います。これは、やはりそのやっぱり機械ですとかそういったものを相手にしておりますので、例えば、修繕がうんと必要になったりだとか、そうなれば、当然ながら経費というものは増えていきます。ですので、それは経費が掛かればマイナスになることもありますし、全く逆にその事業年度によっては何も、なんて言うんですかね、そういったトラブルもなく、また企業会計で支弁している職員の年齢構成それから、係長なり課長です、そういった役付けの職員、つまり人件費に係る部分、これすべてです、新入職員のみでやれば当然それながら人件費、総額というものは減少しますので、それは一概にこの年は良い、この年が悪いというのは、ちょっと申し上げられないというものでございます。もう一つのご質問でございますが、水道の9ページの事業費に関する事項、特別損失131万4,310円といったものでございます。これはですね、1点は下水道と同じように不納欠損によるもの、金額でございます。もう一つはですね、これあの29年度の決算上の処理によるものでございますけれども、実際に収入見込みのない使用料というものが、まだ調定、いわゆる、入る予定なものとして残っていました。けれども、入るもの、絶対にもう入らないものでございまして、それもう29年度決算のときにちょっと処理を誤ってしまったものもありますけれども、それをきちんと整理をしたものでございます。ですので不納欠損の金額とその処理の実際に絶対入ってこないお金を不納欠損として調定からおとした、これによって131万4,310円となっているものでございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 はい、岡田委員

○2番 岡田委員 同じ表のすみません。私聞き漏らしたんだと思うのですけれども資産減耗費、真ん中ぐらいですね、減価償却費の下、これ増減でいうと大変大きな数字になっているんですけど、すみませんちょっと聞き漏らしたんでそこだけもう1度。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○永井水道管理係長 資産減耗費30年度が391万3,649円、増減率で2,500%も多くなっているといったものでございます。これなんですけど資産の固定資産の除却によるものでございます。こちらですね。具体的には超音波流量計ですとか、不断水制水弁とそういったものを、資産として計上した、固定資産として計上していましたが、もうこれはないだとかもう処分をしますよと、そういったことで、処分料のお金でございます。で、複雑になりますけれども補助金で建設したもの、当然補助金で建設した固定資産というのは減価償却をして、減価償却分を収益として、利益として計上していくんですけども、減価償却が終わる前に、こういった資産減耗費の中から除却をすると、処分をしてしまう、そうすると、残った金額本来これから減価償却分として収入にしていかなきゃいけなかったものを、特別利益としますよってということで特別利益とこの資産減耗費っていうものは相対する部分でございます。はい。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。はい、他に質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは質疑のないようでございますので質疑を終了いたします。それでは討論に入ります。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは討論なしと認めます。それでは採決を致します。議案第5号 平成30年度箕輪町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について、原案どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 ご異議ないものと、え。いいら。え、違う。剰余金は。

○7番 木村委員 剰余金は可決かで、それで決算の方は認定だもので。

○11番 荻原総務産業常任委員長 はい。すみません。それでは平成30年度箕輪町水道事業の会計剰余金処分について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 異議ないものと認め、可決すべきものと決定致します。本会議でその旨報告致します。それでは平成30年度箕輪町水道事業会計決算認定について原案どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 ご異議ないものと認め、認定すべきことと決定いたしました。本会議でその旨報告致します。次に議案第6号 平成30年度箕輪町下水道事業会計決算認定について原案どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 ご異議ないものと認め、認定すべきものと致しました。本会議でその旨報告致します。

【水道課 終了】

⑦会計課

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは会議を再開致します。それでは、会計課にかかわる案件を議題と致します。議案第1号 平成30年度箕輪町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。細部説明求めます。課長

○唐澤会計管理者兼会計課長 議案第1号 平成30年度箕輪町一般会計歳入歳出決算認定について細部説明。

○11番 荻原総務産業常任委員長 細部説明が終わりました。質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願い致します。

（「なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 ございませんか。それでは質疑を終了致します。討論に入ります。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決致します。議案第1号 平成30年度箕輪町一般会計歳入歳出決算認定において認定すべきものと決定致します。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 ご異議ないものと認め認定すべきと致します。本会議でその旨報告致します。

【会計課 終了】

⑧議会・監査委員事務局

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは、議会監査委員事務局にかかわる案件を議題と致します。議案第1号 平成30年度箕輪町一般会計歳入歳出決算認定について細部説明を求めます。局長

○田中議会事務局長 議案第1号 平成30年度箕輪町一般会計歳入歳出決算認定について細部説明。

○11番 荻原総務産業常任委員長 はい。それでは細部説明が終了致しました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願い致します。中澤委員

○10番 中澤委員 質問は1ページの雇用保険料本人負担分というのはぽこんとこういう形で出てくるのは何となく不自然で、あの例えば本人負担分で雇用だったら健康保険本人負担分みたいなくっついてくるけど、雇用保険だけこれが計上されているのはどういう理由でしょうか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 雇用保険本人負担分。臨時でしょう。局長

○田中議会事務局長 議会の分ということでよろしいですか。

○10番 中澤委員 はい。

○田中議会事務局長 議会の非常勤職員の2名分ということの説明があったかと思うんですが議会事務局の非常勤職員の2名今1名しかいないんですが、30年度2名いましてその2名分の個人負担分を歳入としてで町で全体として払ってるもので本人負担分というのは町に入れてもらうということなんです。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に質疑。はい。金澤委員

○9番 金澤委員 プロジェクター一式昨年買ったんですけど、今年になってそれを使った研修って一回もないんですけど、具体的に、実際にどういう使い方をされてるのですか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 局長

○田中議会事務局長 研修っていう名目で、議会として購入してますけど、例えば行政視察の受け入れをした場合の町執行部の説明でプロジェクターを使って説明する場合もありますし、議会としても説明する場合に活用したりあとは議員研修の中でも、講師の先生の関係でプロジェクター使ったのいわゆる研修、講師の先生によっては資料そういう形で使

用するというので、今年についてはまだ使用してませんが、昨年度他の講師の先生をお招きしたときにプロジェクターを利用したり、行政視察の受入のときに利用したりってことはしてます。町の関係にも持ってはいるんですがちょっと数が少なくて、貸出してしまうとなかなか借りづらいところもあるということで、対応したいということで、整備したものです。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。他にございますか。岡田委員

○10番 中澤委員 4ページの監査委員さんの報償金及び賞賜金が予算として10万円決算としてゼロということで全て不用になっているんですが、この辺のご説明をお願いします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 局長

○田中議会事務局長 すみません、説明が不足してましたが報償費10万円計上してありますけど執行ゼロになってますが、そもそも予算の計上なんですけど、今最近ないんですが、住民監査請求とかですね、そういったことがあったときに弁護士の方にも相談をさせていただく中でそういう対応が必要って判断したときに予算がないと相談もできないということで、ここ数年この10万円を予算計上させていただいております。ただし執行は今までしたことはございませんが、そういった形で計上されてるもので、本年も、令和元年度も10万円余を計上させていただいて結果的に不用であれば、そのまま補正で落とすってのはタイミング的なものもありますので、執行ゼロという形で計上されているということでございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。他にございますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 ないようでありますので、以上で質疑を終了致します。討論に入ります。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決致します。議案第1号 平成30年度箕輪町一般会計歳入歳出決算認定において原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 ご異議ないものと認め、認定すべきものと致します。本会議でその旨報告致します。

【議会・監査委員事務局 終了】

⑨請願・陳情

○11番 荻原総務産業常任委員長 はい。それでは時間前ではありますけれども出席の皆さん全員揃いました。また今日は傍聴人の小平さんもおいでになっておりますので、会議を進めたいと思います。まず傍聴人に一言申し上げておきます。請願のこの仮のこの傍

聴につきまして委員会としては認めました。しかしあの審議に異常をきたすようなことがあれば退場を命じますのでその点よろしくご配慮お願い致します。それでは申し上げます。請願第3号 下古田区における山地災害防止の目的とした具体的な措置を求める請願書ということで、中澤千夏志議員が紹介議員になっております。まず、中澤議員よりその旨の説明を求めます。

○10番 中澤委員 段取りよくわかりませんが、前の議会のとき、この文書というのはなんか議会の方で読まれてましたが、それは別にどう取り扱ったらいいんですか。委員長。

○11番 荻原総務産業常任委員長 いやそれでいいですよ。あの請願書（聴取不能）紹介議員の中澤。え。違う。読み上げ。そういうことね。すみません。それでは次長、お願い致します。

○小松議会事務局次長 請願3号 朗読

○11番 荻原総務産業常任委員長 はい、それではただいま次長より細部説明がありました。紹介議員の中澤議員がここにおいでになりますので、なにか補足説明がありましたらお願い致します。

○10番 中澤委員 ありがとうございます。では、私は請願書に賛成の立場から、じゃないのか。賛成する立場から紹介させていただきます。冒頭にですね、まずあの副議長さんもこちらの席においでになりまして新体制スタートの議会だよりにおいても行政の監視機能強化、政策立案を多く取り入れ、町民により信頼される議会改革を一層進めてまいりたいと、あわせて議長さんの中澤清明さんにおかれましては公正かつ公平で議会運用に努め、情報公開を強めていくという姿勢が述べられておりましたので、ぜひ真摯な協議をよろしくお願いしてまいりたいと思います。補足する意味で資料を提示しながらいきたいと思います。最初に請願趣旨の中の3行目、私有林の惨状や町が指定しているハザードマップという問題についてです。私有林の惨状ですが、補足しているのはページでいうと、ページうってないな、4ページ見ていただきますと、これが私有林の現状です。で、使用林は山の半分が、下が私有林、山の入り口です。で、奥山は区有林です。で、私有林の現状、ざくっというと谷筋の部分が根崩れ、土砂崩れ、巨木倒木、この巨木が倒木しているのは林道に立ちかかっているという、したがってここの真下を軽トラックが奥に入っていくことができないという、したがってここの奥にある私有林の持ち主や区有林を管理する上でも障害になっている。河川に倒れかかり留め山になってるところではこの右から2番目のところに例えばテーピングがよくありますが、これ自体がもう要するにテープをしますと、巻き枯らしといって水分を上を上げることができなくて枯れかかってくるということになります。それで一番右は樹木の根っこが腐っていて、いつ倒木してもおかしくない状態ということで、谷筋の中の要するに水分がたくさんある場所ですので、根張りがしないのでこういう環境に材木は置かれている、左のハザードマップの真上っていうところですが、こちらのハザードマップ改められましたが、同じ現象になっていてこのハザードマップに値するところがこういう惨状です。町で指定しているハザードマップの根拠を6月議会で

質しましたが、明確な根拠はありませんでした。なおかつこのハザードマップの避難場所は下古田公民館となっていますが、今回もハザードマップでは第1避難所として指定されている状態です。で、前回の9月1日下古田の地震総合防災訓練のこの計画書に基づいて行ったんですが、訓練内容の実施の中にも倒木、水路氾濫に対する備え、あるいは地震、大雨による河川の崩れの問題や、その土砂災害特別警戒地域の指定場所に対しての土砂崩落の懸念ということに対して、住民はどのように立ち向かうかということが避難の内容と位置づけられているところにも示されています。続きまして、里山ウオッチング2ということで5ページですが、里山は右の方には今度は大出区に差しかかっているんですが、山は繋がっていて、大出区も要するに同じような状態があります。真下には下古田の住民が住んでいるというような形で、山そのものが繋がってますので、繋がった措置が求められる、一応今回提起させていただいてるのは林班の方で20の中に限られています。で、ページの7ページは私有林の現状、平成18年の災害のときに、19年度に砂防ダムが幾つかつくられています。だけどその砂防ダムはつくってあるんですが、谷筋の樹枝はそのままでしたので、そのままダムの上下は倒木、あるいは土砂崩れの危険は除去されないままの状態になっている。この井戸を利用して自宅の上水に使っているご家庭では、ここにあるポンプですが30万ほどかかって被害申告も出ているというのがこの文書の中での補足です。もう1回1ページに戻っていただきまして、上から5行目ぐらいに箕輪町も平成30年4月1日より箕輪町森林整備計画を施行したという、この部分ですけれど、この前私が一般質問でもご紹介させていただいた箕輪町森林整備計画という中にゾーニングというのがあります。山の中には、要するに危険な場所で、直ちに対策を講じるべきエリアや、ここは涵養水ということで水を貯めるべきエリアというので、施用に対して施すべきでないということそのままにしておくというような意味合いのエリアに指定されているということです。で、私は前回提起したのは、現場の中からゾーニングというのを改めて行うべきではないですかということを町長に問題提起させていただいたという経過がこういうところにあります。で、次、森林経営管理制度が動いたという関係で、5月号の信州自治を添付してございます。ここでは、県の一応姿勢がありまして、2024年ごろには本格的稼働に向けて、5年10年かけて境界線あるいは所有者の把握に対して進めていくべしということで、時間的には余裕を県の政策としては持っている。で、この前の町長との答弁の中では、10年という言葉が消えまして5年となりました。なのけどやっぱりこの下から、記の下から3行目ぐらいのところ、実施主体はあくまでも自治体ですので、こういった状態、あるいは今度森林経営管理法というものが施行されている場合、災害措置命令というの、これ条項の中に組み込まれています。で、措置命令はどういうことかということ、伐採または保育が実施しておらず引き続き伐採や保育が実施されないことが確実であると見込まれる森林において、次に掲げる事項が発生を防止するために必要かつ適切であると認められる場合に、その主張の言動に関して、期限を定めて、森林所有者に対して措置を命ずることができるというような制度が動き出しているという、だから命令書を交付するということができる規定で

すけれどもある、もし万が一ここで被災が起きた場合にそれを回復させるための町の町長は代執行ということも措置を講じることができるということで、6月議会で私はこの問題を、代執行の問題を説いたところ、そういう状態になれば代執行を行うこともあり得るという回答でした。しかしそういったことが起きる前に、要するに取り組みという是正措置を講じることが、要するに防災という立場から緊急性が求められていると、それで請願の1というふうになります。具体的にはページでいうと3ページに林班の地図がありますが、とりわけ沢筋に位置するイとホとトとチとワとル小班の中の倒木をはじめ、土砂崩落の現場をまあから危険性を、除去を、具体的な措置を講じていただきたい。2番目については協会と所有者の明確化についてお願いしたいということです。で、前回も紹介しましたが、所有者がわかりさえすれば、境界の明確化については所有者はほぼ協力するという伊那の意向調査の結果事例なども紹介させていただきましたけれど、要するにできるところから個人情報保護の観点から公開されていないこのまずは所有者を公開していただいて協力を求めたいということ、求めているということ、求めているという請願の趣旨です。一応

○11番 荻原総務産業常任委員長 ちょっと待ってね。中澤議員に申し上げます。一応あの簡潔に、すみませんが。

○10番 中澤委員 わかりました。以上です。はい。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それではただいま細部説明、また紹介議員の中澤議員よりまた補足説明がありました。それではただいまより質疑に入ります。それぞれ皆様方からもし何か。1人ずつご意見を伺ったがいい。

○2番 岡田委員 質問しても。

○11番 荻原総務産業常任委員長 はい、じゃあまずどうぞ。

○2番 岡田委員 すみません。これそもそもお聞きしたいんですけど、これは箕輪町に対して求めるものを議会としては何を、議会に何を求めているのかをちょっと先にお聞きをしたいなと思います。すみません。

○10番 中澤委員 議会に求めているのは議会の政策提言を求めています。町に対して。

○11番 荻原総務産業常任委員長 岡田委員

○2番 岡田委員 すみません。そうするとこの請願書を私たちは審議をして町に対してこの趣旨に沿った政策提言をしてくださいと、要するに町に対して、要するに議会に対してこれが求められているということですね。はい。はい、わかりました。ありがとうございました。

○11番 荻原総務産業常任委員長 木村委員

○7番 木村委員 ということはすみません。町へこういうことやってほしいというんじゃなくて議会として何か政策を考えて提言をしろということですね。

○10番 中澤委員 そうです。

○11番 荻原総務産業常任委員長 金澤委員

○9番 金澤委員 今のと同じような意味なんですけど、要するに議会として町に後押し

をしてくれということ言ってるわけだよね。

○10番 中澤委員 そうですね、そう。

○9番 金澤委員 だからそれ議会として町へそういう請願を議会としてやってもらいたいという意味合いだよね。そうじゃないの。

○2番 岡田委員 違います。あくまで意見書とか出せっていうのじゃなくて政策を町に出せっていう。

○11番 荻原総務産業常任委員長 そうそう。

○9番 金澤委員 それじゃ、もう一つ、これたまたま下古田松茸生産組合という形の組織の中からこういう請願が出てきてますけど、町内において全く同じでないにしても似たような団体は、里山が後ろにあるような地区には似たような組織は、幾つも当然あるよね。あるということは、仮にこの請願をもし採択等をした場合に同じような請願がそこらじゅうから出てくるということは容易に予測できる、事例となればね、で、それを全部そういうふうな対応を議会としてしていくという方向性が出てくることも懸念されるね。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。青木委員

○3番 青木委員 実は木下の財産区は4年がかりでこの状況に非常に近い状況で間伐事業を実施しました。中曽根と木下の里山というか、区有林ですけども、この写真のように非常に荒れてる状況がありまして、上伊那森林組合にお願いして4年がかりで間伐事業をやってまいりました。昨年間伐事業は終了しましたけれども、実はですね上伊那森林組合にご相談したところ要はね、県にあの計画を出すんですよ。これで長いスパンで見ると、10年20年というサイクルの中で枝打ちをなささいよ、間伐事業をなささいよ、伐採をなささいよ、そしてその後片付けて植林をなささいよ、というこういう森林の10年か20年のスパンの中で木下中曽根は間伐事業やりました。で、県と国の補助金をつけてちょっと金額はもう何千万単位の補助をいただきましてやりました。それでこの森林の補助についてはですね、区もさんざ迷ってですね、やっていかないと補助金を受ける以上は、もう次の段階は間伐したなら、枝打ちしたなら次に間伐やりなさいという、もう県に計画を出してあります。そのとおりに里山の保全事業にやっていくサイクルありましてね、実はこれに非常に費用かかるんだけれども実はですね、木下もこの事業をやると言って、木下だけではないですが中曽根もそうですけれども、自分達の区民がもうやること自体が負担になってきてるんですね、そういうことでこの席ですけど中曽根と木下合わせて、4年間で国県の補助金およそ5,000万を補助金いただきまして、区有林の整備をやってまいりました。そういうことですね、もうあの避けて通れないというか、里山の維持管理には非常に金がかかるということで、ここもですね、これもそうですけれども、1私有林、それから区有林も含めてですね、もうそういう状況で維持管理には、どういう表現すればいいのかな、もう現状の中ではほっとけない、しかも、補助金使った以上はですね、また次のサイクルで今度は伐採なささいよという計画に基づいてやります。で、ここは非常に負担になってるんですね実際は。ただやらざるをえないんで今後どうするかということで区もです

ね、ここは非常に慎重に検討していくという段階でございます。ですから、私もですね、今、政策立案ということで思い切って町にこういうことをするのはなかなか難しいんですけども、一定方向で里山管理ってのは非常に重要な課題だと私も認識しております。要は今いうようにほっとけないという状況になってきますんでね、以上私の所見を申し上げました。すみません。はい。

○11番 荻原総務産業常任委員長 伊藤委員

○1番 伊藤委員 今の青木議員さんのお話もわかりますけれど、これ例えば今私が逆にお聞きしたいということはこの場所について地権者っていう方が何人いるのか、その把握なんかが出来ていて、それでそういう方たちのお話を既にしているのか、それともまだ全然そういう話をしていなくてスタートするのか、そういうことによって中にはもう今現在そういう所も管理しきれないから、ほおってもいいから要らないっていう人もかなりいるんですよ。それを今度はこうやってまとめようというものはそれこそ今今の話じゃないけど何十年かかるかわからない話になってきちゃうんじゃないかと私は思う。だからその、私たちにそれを、果たしてそれを町に提言してみても、果たしてそれが現実的に元がまとまっていないものまでできるかっていう話になっていってしまう気がしますので、ちょっと疑問に思うところもあるんだけど、その辺はどんなふうになってるかどうかちょっと。

○11番 荻原総務産業常任委員長 中澤委員いかがですか。

○10番 中澤委員 この請願しているのは下古田の松茸生産組合ですので、要するに、18名の中に所有者はいますけれど、区全体の今上げた危険地帯の中に、所有者を全部把握することはできていません。で、不在存地主っていうね、方もいらっしゃるって、その方々は区費の一部を徴収するということの業務と一緒に、山の持ち主である人に、山に対しての今関心事とか心配事をお聞きする機会もありますが、その中ではかなり自分の山を持っていることも承知していて心配もしている、ただ、だけど、で、今例えば森林経営管理法っていう法律が動き出していることすら知らない、で、だから逆に僕たちはその責任問われるという、責務が問われているっていう状態の法律が動いてることすら知らないことも問題なんだというふうに、問題意識を私たちは持っている。だから、早く所有者を特定させるっていう作業を急がないといけないということなんです、まずは。その人たちに知らせるということ、で、説明する、協議するっていう場を設ける、発信するというのをやらないと、要するに問題の共有すらできない、で、私が戻って来て作業をするという人もいるかもしれないし、お任せしたいという人がいるかもしれない、それはそれぞれの意思があると思いますけど、それを繋げる場なり協議する場という機会というのは、今全くないう状態です。で伊那は単純に封筒を使って意向調査だけを行ったら、ほぼ長谷では100%、西春近では85%以上の人たちが丸投げしちゃったという状態っていう、それで丸投げされても逆に今度困ると思うんですよ、里山の本当入り口の部分なので、だから今青木さんもおっしゃっているとおり、刻一刻と問題は深刻化していっちゃうんですよ。その問題で岡田議員も先日議会の中で問題提起しましたけど、山の専門的な職員そのもの

も存在しないっていう状態に、要するに私たちは要するに議員なので、要するに議会の中でそういう人材不足の状態や、要するに直面してるこの山のね、里山の現状というのを、見てて見ぬふりはしちゃいけない、それに対してどういうふうに行動するのかっていう、明日から何をしたらいいのかということについて、ぜひ議会の皆さんが要するに、町で議論するというのはその後でいいんですよ。俺、議会の皆さんが私たちはこうすべきだというまとまった、要するに政策というのには是非作っていただきたい。で、私たち下古田のメンバーは、わかってるメンバーからは、そういう話を協議会を設置しこっちへ来いということでもいろんな情報は提供しますが、できるのは下古田だけなんです。けど、やっぱりここを町としてどういうふうはこの問題に、下古田ばっかじゃ本当はないんですけどね。取り組んでいくべきなのかということを決めていただきたいと。

○11番 荻原総務産業常任委員長 木村委員

○7番 木村委員 確認させてもらいますけど、要するにこれは、土砂崩落の危険性の除去の早期の取り組みを町に求めるとか、それから所有者の把握とか境界を町に求めるのではなくて、どうするかを議会として検討してそれで答えるという、提言しろということですよ。

○10番 中澤委員 趣旨はね。

○7番 木村委員 趣旨はね。だから今回もしこれが採択されたとしてもすぐそれが町に言うじゃなくて町の議会の中で委員会なりなんかつくって、検討委員会つくって、それで検討しろという、どっちかという、議会でなんかやってほしい。

○10番 中澤委員 そうですね、議会。

○7番 木村委員 町じゃなくて。

○10番 中澤委員 町じゃない。

○11番 荻原総務産業常任委員長 はい、すみません。今現在質疑の際、今日は議長もおいでになりますので議長の立場からも一言もし、なければいいですけども。

○中澤議長 今聞いていて1番最初の岡田さんの質問、私もこれ読んで何を請願しているのかわからなかったです。で、話を聞いてわかったというか、ちょっとここに書いてあることとは全然違うんだな、請願していることが。この文書からいけば単純にその①の20林班のこういう早期の取り組みを求めますっていうのと、②の所有者の把握、境界の明確化を求めますっていうの、ストレートにとればそういうことだと思うし、で、さらにもうちょっと言うと、そのことを町でやることなので町にやらせろというふうに素直にとるとそういうことだと思うんだけど、今話していると随分違うこと言ってるんだな、で、この請願書がなんなのっていう感じになってるんだけどね、実際問題として、あの単純な話をしてここの中にも例えば森林経営管理法実施主体はまだ地方自治体ですか。かかれば箕輪町ですってなってるんですよ。そうするといきなり何で議会へその請願という形になるのか、要するに実施主体として法律で定められている町に対してきちっと陳情なり、要望してそれでもって町が取り組まないとかなんか出てきて、で、その課題となってるものが何な

のか、というようなことを突き詰めた上でそれが議会へ請願すれば解決することなのか何なのかというようなことを突き詰めてやられるべきじゃないのかなというふうに私は思います。というのはね、これ5月27日に出されていたのですけれども当時中澤さんも当選したばかりで非常に思いが先行はされてたと思うんだけど、今日あたりのちょっと、ちょっと話が少しずれるかもしれませんがけれども委員会議での中澤議員の発言聞いてるとやっぱりちょっと用語の解説を求めたり、少しそれってここの委員会の場で聞くことじゃなくて少し予習してくるといふか、自習してくるといふか、そういうことだろうなあというふうに思ったようなこともあります。そういう意味で、その請願についても請願ってどんな時にどんな事をどこにするのかとかその請願の効果がどう出てくるのかっていうのを見極めてやらないと採択されたからってなんていうの、願意通りに願意をこう満たすということができないということが出てきちゃうと思うんだよね。で、そういうことで、あとまたその紹介議員になるということはどういう責任を持つことになるのかとかそういったこともちょっと本当は勉強しておいていただきたいかったというふうに思います。で、今回この請願者、坂牧美穂子さんなんですけれども先ほどもこの若干申し上げたようにこの中で言うことは地方自治体が主体になってやらなくちゃいけないというふうになってんだからということをおられるんだから、とりあえずはいきなり請願って出すんでなくてその当事者、要するに主体としてやらなくちゃいけないっていうところに対してきちっとものを言ってそこでどうにもならんとか何とかっていうような、本来やるべき人の所へまず言うのが一番、私は筋だと思っただけけれども、この松茸生産組合でね、とりあえず町長に要望書なり陳情書を出されてやるのはまずは筋だと思っただけ。そんな感想かな。そうでないと、皆さんの願意が実現するかっていうようなそのいわゆる実際の当事者のところに町がやるっていうふうにならなきゃ、どうにもならない話なので、その権限を持ってる、あるいは責務を持っている所へまずはやってみるのが筋なんじゃないのかなってそういった感想を持ちました。

○11番 荻原総務産業常任委員長 ただいま今質疑の最中でありましてけれども何か。青木委員

○3番 青木委員 ちょっとあのざっくばらんなあれで言いますとね、1番1ページの下の方にね、私有林所有者と区の有志が連携し自主的、持続的な研究・計画保全をすすめることを目的としてますと、最後の結びで森林経営環境を活かす立場で早期具体化しますと延べてるんだけど実はですね、町の財産区、木下の財産区、中曽根もそうだったんですが要するに森林をですね、どうに管理していくかというのはね、これ木下の区会議員もさんざ話したんですが、農業だとか工業ってのは比較的専門がいるけれど森林に関してはスタッフがないんですよ。それから指針が示されていない。で、区もね、どうに財産区を維持してやってくかという指針が何にもないんですよ。で、岡田さんにもちらっと私も相談したけれど、区長のときに、要は上伊那森林組合にお任せするしかないんですよ。もう、じゃないけど大きいからだけど、区もですね、財産管理を林、森林が広大にあるんだけどそ

こは、維持、もう既に長野県に計画書を出してある手前で補助金をもらってるよ、そうするとですね、ここは継続的に保全事業に努めなさいよということで補助金をもらうもんですから、もらって既に動いてるんですよ。だけど森林に係わるスタッフがほとんどいないんですよ。専門家が。ですから岡田さんだとか、森林組合の分かってる人にお任せしてどうすればいいのかとかいって相談するんですけど、要はですね、進め方自体もわからない、区としてもわからない、ですから私が思うには町がこういう百姓だとか田んぼだとか畑はある程度農業ってものは、もう既に歴史があっただけであつたとかいろいろ部署もあるけど、森林業務の管理保全についてはですね、役場に来てもだれも相談できないですよ。で、財産区は財産区で自分たちで計画を立ててやりなさいよと言われるけど、今いうようにやり方も指針も何にもないもんで、これは困ったなことが非常にこのなんていうの、現実ですね、今の状況では。これは松島もどこの財産区もそうだと思う。みんなそうだ。森林の手入をしていくにはね、だからまあ、私は中澤さんのそういう意味合いもある程度わかるような気がするんですよ。で、今の状態は町が何にも手を付けられないから、区へ全部お願い、財産区だから区でやってよってこういう立場だからね。そうすると区で相談して区も今いうようにさんざ言うようにどこにも振れないから、上伊那森林組合へお任せとこういうことになっている。

○2番 岡田委員 いいですか。多分この中身、請願の趣旨ってのはみんな理解してると思うんですよ。今山がどういう状況で手がつかないっていうのも理解してる。ただ、今回出された請願というものがどこに向けて出されてるのかっていうところのその認識が、その私たちがこれを見て受け取った時の思いと、感覚と、紹介議員さんがお話しされた、その狙いっていうことの齟齬があるもので、そこについての多分問題だと思うんですよ。この制度の趣旨で山がどうこうということについてはみんな多分同じ認識だと思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それぞれの委員の皆さん方から、質疑をいただきました。それぞれ皆さん方お1人お1人からいただきました。それではこれ何回やっても仕方ありませんので討論に移ります。討論のある方。

○11番 荻原総務産業常任委員長 いいら、賛成討論。討論のある方。賛成討論。

○10番 中澤委員 はい、賛成討論です。というか、私議長の問題提起もわかりますし、理解しますし、しますが、要するに青木さんがおっしゃってるとおりなんですよ。要するに町に直接やったとか僕たちが要請して100%実現するのかというと、それはやってみなきゃわかりませんから。で、要するに区長も毎年変わりますよね。で動く主体そのものが毎年変わっていくような里山の現状の中で、要するにこの問題、この二つの問題提起ですけど要するにたらい回しをしちゃいけないんだと思うんですよ。どこでも問題がたらい回しにされると、本当の決着がつかないんですよ。だからこの問題を議会が要するにどういうふうに向き合うのか、だからここで言ってるのは森林経営管理法が動いちゃっているんですよ。既に。で、被災の危機だってあるわけですよ。で、町長に聞けばとか、林務課に聞けばってそんなことは誰でもできますよ。だけどそうじゃないんですよ、ここで言

いたいのは俺は。要するに議会のメンバーがこの要するに、地元から出ているこの声をどうやったら実現できるのか皆さん考えてくださいよということなんです。政策立案にするというふうに皆さんおっしゃってる、俺は腹案はいっぱいありますよ。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。はい。討論ある方。岡田委員

○2番 岡田委員 趣旨採択という立場で討論をさせていただきます。今もさっきも申し上げたとおり、山の状況というのは皆さんご承知のとおりですし、6月議会のときに、現地視察に行ったときにも、上古田行ったときにも、手入れがされている山、もしくはされていない山がどうだっているのも認識もされてますし、中には区会議員をされたり区長をされたりして山の状況を分かってる方、また趣味で山に入る方もたくさんいらっしゃるんで、山がどういう状況かってことは恐らく皆さんかなりの部分で共有ができていないんじゃないかなというふうに思います。それと森林経営管理法がもう動いているということで、町長も実際もう既に予算も執行しながら動いているということも含めて、その点でも、町も認識はしていますし、それなりの問題意識というのも共有できるんじゃないかなというふうに思います。ただ全町的にやっぱりこういう課題というのが同時進行で進んでいるということが一つ、それとやっぱりこの議長が先ほどおっしゃられました議会として何かをすべきだということなのか、町に対して何かを求めているのかってのがちょっと趣旨はわかるのですがどこに対して求めているのかってのが、ちょっと判然としないので、趣旨はわかるんですが、しかし、反対するような問題でもないという、立場でちょっと趣旨採択という立場で討論参加します。

○11番 荻原総務産業常任委員長 はい。ただ今、岡田議員より趣旨採択の旨の提案をいただきました。他に討論ございませんか。伊藤委員

○1番 伊藤委員 この文書にもあるようにね、当面10年ほどはこうした条件整備を優先して進めて可能な場所で段階的に森林整備を行っていくってようなこの文章ね、そういう形の中で今さっき私も申しましたけど、まず地元の区、それから地権者、この方たちがどうするかということを経元から声を大にしていく形のようなものが出てくればもう少しそういうことを考えていかなきゃいけないってこともあります。けれどこの地区に行ってもこんな場所がいっぱいあるのよ。これ一つずつ全部それを聞いて全部やろうということができないので、まず皆さんの中から、区の方と皆さんの地権者のあるいは18名のその辺の方たちの皆さんをまとめた形でどんなふうに進めていくか、こういう方がいいじゃないかという話を進めるまでの段階の方が、今ここで結論的なものを、賛成ってような形のものを出していくべきで私はないと、そのように思っているものですから。はい。実質的に採択っていう。

○11番 荻原総務産業常任委員長 ん。趣旨採択。

○1番 伊藤委員 趣旨採択にした方がいいじゃないか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 はい。

○中澤議長 ごめんね。ちょっとコメントとかじゃないのだけどさ、この議論を聞いてて

すごくおかしいのは、やっぱり今後皆さんもいくつもの陳情も請願もやらないといけないわけよ。やっぱりここに書いてあることを素直に読んで、これを採択するか否かで考えていかないと。要するに説明を受けて言葉でここに書いてあることとは若干違いますよみたいな説明でそっちの中身じゃああれですかみたいな話じゃちょっとおかしいって思うのだよね。今後もやっぱり責任を持った大人が書いてきてる文書だからこれをきっちりベースにして論理はしていただきたいなというふうに思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 わかりました。はい。それでは採決をとりたいと思います。今岡田委員よりまた伊藤委員より趣旨採択の旨が出されました。まず、趣旨採択をするかどうか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 趣旨採択をまず、趣旨採択に賛成の方の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

○11番 荻原総務産業常任委員長 はい。賛成多数でありますので、この請願第3号 下古田区における山地災害防止を目的とした具体的な措置を求める請願書につきましては趣旨採択ということにさせていただきます。

○2番 岡田委員 あの趣旨採択、一部採択ってご意見が出たときにはそれをそれぞれ採択したあとに採択すべきかっていう採決をするので、順序的にはそういった形になる。

○11番 荻原総務産業常任委員長 もう採択はいらないのか決まっちゃったもので、これが賛成少数だったらね。

○11番 荻原総務産業常任委員長 いいんだよね、趣旨採択で決まっていますので。それでは続きまして陳情第9号。

○中澤議長 荻原さん、これ時間延長しておいた方がいいのじゃないですか。今日中にやるのなら。

○2番 岡田委員 今日中にやるかどうか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 陳情もあと三つありますけれど。

○2番 岡田委員 四つです。

○田中議会事務局長 継続もあります。

○中澤議長 その判断をお願いします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 はい、時間も時間ですのではい、もしご意見がなければ委員長判断をさせていただきますけれども。

○2番 岡田委員 もちろんです。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それじゃもう時間もないので明日陳情を含めて4件について明日にしたいと思います。よろしいですか。明日は何時にしますか。9時、10時だっていらいら。

○3番 青木委員 出来れば早い方がいいな。

○11番 荻原総務産業常任委員長 はい。それでは明日9時に再開を致したいと思いますのでよろしくお願い致します。

○中澤議長 締めてください。会議そういうことで。

○11番 荻原総務産業常任委員長 はい。それでは、総務常任委員会に質されましたすべての今日予定の分につきましては、終了とさせていただきます。継続を明日また9時からさせていただきますので、よろしくお願い致します。

【3日目】

○11番 荻原総務産業常任委員長 おはようございます。[一同「おはようございます。】ただいま出席委員は7人でございます。それではただいまから総務常任委員会に付託されました案件について審査を行います。それでは陳情は3件と、そして継続審査1件ありますのでそれを議題といたします。それでは受理番号9 沖縄県名護市辺野古における米軍新基地建設の中止を求める陳情を議題といたします。それは説明をお願いいたします。

○小松議会事務局次長 陳情9号 朗読

○2番 岡田委員 すみません、順番的に意見書の案も確か読み上げませんでしたっけ。後でしたっけ。この意見書を採択されるよう陳情ということでどの意見書かというのを読みませんでしたっけ。

○11番 荻原総務産業常任委員長 局長

○田中議会事務局長 審査の段階で意見書を踏まえて審査していただければと、特に朗読は採択された後の意見書案は朗読してましたけど、特に意見書までは朗読してませんが、必要であれば朗読しますけれどそうでなければ意見書を含めて審査していただければと思います。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 いいですか、岡田委員。それではそれぞれ皆さん方からご意見をいただきたいと思いますので副議長からお願いいたします。

○1番 伊藤委員 マスコミ等を見ましても、私も感じる中ではその現場にいる人間じゃなくてもそういう面ではいろいろ感じる面はあります。しかしながら、これ日本という国がアメリカに守られてきた中の過去の経緯から考えますと、こういう基地的なものはなくてはならないかという気もするわけです。ましてこの場所に変更するに当たりまして長年のいろいろな面での不都合的なものがある中で考えてきた形であって私としては真っ向からこれ反対するというような形のものはいかなものかなと、こんなふうに私は思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 中澤千夏志委員

○10番 中澤委員 私は賛成です。辺野古基地工事の直ちに中止というやつですけど、ジュゴンだとか珊瑚だとか環境保全という対策は全くとられてないという点と、それから全国知事会が提言しているという内容と、あとも一つは地方自治の根幹に係わる問題ということが無視した工事ということに関して地方自治を守る意味でこの請願に私は、陳情に

は賛成です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 岡田委員

○2番 岡田委員 私もこの陳情については採択していただきたいなという立場です。やはり沖縄県民の民意が何度も示されているということだと私は思います。それがやっぱり民主主義でありそれを尊重するのが地方自治の本来の仕事だというふうに思います。陳情の中身もすごく簡潔に絞られてわかりやすく論点もはっきりしてるし、辺野古基地工事についてもかなり例えば現地に私も行きましたけども当初計画では、赤土は入れないと赤土というのが生態系に及ぼす影響があまりにも大きいということで赤土は入れないという原則で始まっていたものが、赤土が入っているということでしたり、政府が委嘱したという珊瑚についても珊瑚がその後死んでしまうということだったりこの工事が始まって以降、ジュゴンが1頭死骸が打ち寄せられていたというようなこともあったりということで、やはり環境に対しての負荷がかなり影響が出てきているなという印象も報道を見ている実感をしていますし、地元の皆さんもそこの辺も心配をされているので工事の建設を中止はもちろん、県民の民意を踏まえて真摯に立ち向かうべきだと、対応すべきだという点でも、この陳情については非の打ち所がないがないなという印象を受けてます。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 青木委員

○3番 青木委員 岡田さん言ったように、沖縄県の皆さんからみれば特に名護市という立場をとるとそれは民意の反映で実際としては受けてるということだと思います。民意の反映はそのとおり、私も思いますが前回も言いましたけれども国の安全保障、外交に係わることは基本的には国の方針方向だと私は思ってます。沖縄県の民意はそうだけれども、それを箕輪町議会の民意ということでなると私は町の民意とはそういうものではないと思っています。したがって、箕輪町議会でこの安全保障あるいは外交に関することは議会で陳情をそれは理解はできますけれども、採択とかそういうことはちょっと違うレベルじゃないかと私は思ってます。そういうことで、この意見書についてはなんだろう、意見としてはそういうことです。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 木村委員

○7番 木村委員 この陳情書を見ますと、環境保全対策が不十分であるとの間の新聞でも珊瑚が死滅してるとかそういうような話もありましたし、県民の心情とかそういうことは大変十分理解をできるところでございますけども、この問題が国と国との約束で始まったことですのでそれに対して実情は理解できるんですけども、それを自治体が意見を言うことはいかがなものかなということを思っています。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 金澤委員

○9番 金澤委員 議員の中にも賛成、反対、いろんな思いもあって考えもいろいろあると思いますが、いずれにしても国政、国益に関することなので、箕輪町議会の総意として陳情することに関しては採択すべきでないと思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それぞれご意見が出ました。特にこれに関して討論

を求めます。討論のある方。岡田委員

○2番 岡田委員 今外交はの問題だとか防衛の問題だとかというのは町で国に対していろいろ意見を言うというのは違うんじゃないかというご意見ありました。それが多分一般的なお話だと思いますけども、例えばですけどもそれは次元が違うよと言われるかもしれないですけど、前にも私申し上げましたけども、例えば TPP なんていうのはこれも外交の一つですけども、町議会として意見も上げました。やっぱり住民生活ですとか、地域の産業にとって重大な結果をもたらす、もしくは地元の人たちが被害を被ってるという問題に対して地元の意見、地方自治体の意見に寄り添う、それについて住民の立場というものをやっぱり尊重して応援していくというのが例えば住民の意見が全く別の問題だったら話は違いますが、これだけ何度も選挙で民意が示されている問題に対して、それを無視し続ける政府の対応というのは改めるように意見をするとするのは同じ地方自治体の議会の構成員としてやっぱりそこは政府にもっと真摯に対応を求めていくっていうのは十分町民の皆さんにも理解をしていただけるでしょうし、直ちに基地建設工事を中止することを求めていますけれども今現在の基地建設のあり方というのがやっぱりルールを逸脱しているし、当初の計画と違うことがどんどん明るみになってきている。それは言われてるとおり、報道でも言われてるとおり例えば今埋め立てられている地域の岬を越えた反対側の大浦湾というところがあるんですけども、そこもこれから基地建設始まっていますけども報道にあるとおり軟弱地盤でかなりの杭を入れていかないと何十年かかるかわからないような工事になっていくと。建設費も一体どれくらいまで膨らむかがわからないということも明らかになって、それに対する回答もない。どこまでこれが拡大していくかっていうのも見通しが立たない中でやはり今一旦中止すべきだというのはこれは税金を納めてる側の意見としてもそんなに無制限に税金使っていいような問題じゃないんじゃないかということもぜひそこも住民の皆さんにも説明はできると思うんですよね。ですので私はこれについても皆さんの今出た意見に対してもきっちり説明をすれば町民の皆さんにも理解していただいている問題かなと私は考えます。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に意見ございますか。金澤委員

○9番 金澤委員 同じ国策の問題で今 TPP を参考に出しましたけど、それは箕輪にも生産者、直接生産者がいて直接影響が及ぶ問題なんで箕輪町議会として取り上げるのも悪くないと思うけど、それと今問題は一緒にするわけにいかないと思うということで、同じ国策といえども、今の時点で箕輪町に直接影響が及んでくる問題じゃないんで、同じ取り上げ方はちょっと無理があると。

○11番 荻原総務産業常任委員長 岡田委員

○2番 岡田委員 直接関係するからたとえ国策の問題であっても防衛の問題であっても沖縄の皆さんは意見を上げて国に対して働きかけをしてる。本来は国策の問題だから国に対して意見を言うのはおこがましいっていうんであれば、沖縄の人たちも言うべきでないという立場になってしまいます。理屈になってしまいますし、たとえ箕輪町の住民が被害

を被ったとしても外交の問題だから上げてはいけないということになればたとえ箕輪の住民に影響があったとしても上げるべきでないという話になる、原則論でいえば。ですのでやはりたとえ外交の問題、防衛の問題であったとしても地方自治や民主主義というのは国の根幹ですし、原則だと思うのでそこについては地方自治の立場で私たちは住民の意見を尊重すべきだという立場に常に立つべきだというふうに私は思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 中澤委員

○10番 中澤委員 私の意見は国策に地方が口出すべきでないという立場との関係でいうと、ここの全国知事会が18年に要するに提言を国に対して行っているということは、全国知事会は国に対して意見を述べているということと、整合がつかなくなるんじゃないかと思うんですけど、そういう意味で別人格である地方自治体が意見を述べるというのは全然説明つくと思います。それからもう一つ、沖縄の要するに基地そのものに税金が使われてるとすればその問題というのは私たちの箕輪町の税金も同じことですので整合性はあるんじゃないかなというふうに私は思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それぞれご意見が出ました。討論に移りたいと思いますけれども討論に移ります。討論のある方。岡田委員

○2番 岡田委員 先ほど来お話をしているとおり、住民自治、地方自治、民主主義という立場で沖縄県民の思いにもしっかりと応えるように国に対して意見をするというこの立場の陳情について私は採択すべきだと思いますので採択に賛成の立場です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 ただいま採択賛成という立場で討論がありました。他に討論ございませんか。木村委員

○7番 木村委員 地方自治が口出すという、さっき TPP という話がございましたけれども、TPPは陳情したというか請願を出したというのは、意見書を出したのは話し合いの段階で出したのであって、私も先ほども言いましたけれども、国と国との約束が成立した時点であとのやつというのは難しいんじゃないかなということで TPP も今度の何だったわけ。TPP のやつ。EPA、それについても話し合いがついた、つく前の一応陳情とかそういうのやってるのであって、ついたからにはそれなりに約束事は守っていかなければいけないんじゃないかなということで陳情は分かりますけど、この採択は難しい。

○11番 荻原総務産業常任委員長 反対という立場の討論ですね、はい。他に討論に参加される方。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論はないようでありますので採決を致します。請願陳情におきましては特になければ採択、不採択でありますので不採択。不採、採択か否か。

○田中議会事務局長 採決をとるっていうのが前提です。

○7番 木村委員 その採決に対してあくまでも。

○田中議会事務局長 だから採択をとって不採択も採決をとるってことはないです。本会

議でもそうです。採択賛成に対して、採決をとってそれがどうなるかってことになる。

○7番 木村委員 それで委員長報告が本会議で、すみませんね。委員長報告が不採択でも本会議というか採択からとるんであくまでもこれに対して採択をとる。

○11番 荻原総務産業常任委員長 まず採択をとる、はい。わかりました。はい。それでは陳情受理番号第9号 沖縄県名護市辺野古地区における米軍新基地建設の中止を求める陳情に対して採択の方の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

○11番 荻原総務産業常任委員長 賛成少数で不採択であります。

それでは次の陳情受理番号10 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書についてを議題と致します。説明をお願い致します。次長

○小松議会事務局次長 陳情第10号 朗読

○11番 荻原総務産業常任委員長 それではただいま説明が終わりました。これについて質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願い致します。青木委員

○3番 青木委員 60年近く生きてきてこういうことを知ったのは初めてです。私も歴史好きなんだけれども、沖縄県民は先住民族という表現は今初めてここで見ました。文章全体を見たときに国連の勧告って一体何なのということからずっと疑問に思って最後まで今ずっと聞きながら思ったのですが、極めてこの表現は恣意的でございます。つまりどこまで信用できるかということも疑わなきゃいけない、そこから始めなきゃいけないと私は思っています。ですからこういう表現の恣意的な文章に対しては採択とかそういうことの次元ではないような気がします。つまりこの文章が国連の勧告は本当にあったの、あるいは国連の誤った認識って何なのっていうところから本当のところを調査して調べないとじゃあ先住民族って私初めて聞くけど、国会でもそんな表現は一言も聞いてないし、そういう意味でこの文章そのものが私は極めて恣意的だと思います。ですから採択の土俵に上がることさえ私は無理だと思います。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 岡田委員

○2番 岡田委員 沖縄県民は先住民族であるという勧告はこの陳情書のとおり何回も出てます。国会でもこの問題は取り上げられています。委員会の中で本会議じゃありません。委員会の中で取り上げられています。それに対して担当の大臣か発言者かどうにかちょっと記憶定かではありませんけども、政府の立場は先住民族は日本ではアイヌだけだと、アイヌ民族しか認定していないというのが政府の立場です。ですので一応この問題で今青木委員が疑問として、懸念が示された点については一応事実のことが書かれているということだけちょっと参考にご紹介しておきます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 青木委員

○3番 青木委員 私もこの文書を見たときにいろいろ調べました。だけど日本で歴史的にも政府も先住民族というのは今言うようにアイヌだけです。沖縄県民を政府は先住民族

なんていう表現はどこにも出てきませんよ。私調べたけど。だからこの文章は出てるところがどこから出てるかっていうね。どっからこういう文書が出てるかっていうことを聞きたいわけです。政府も何も言ってませんよ。先住民族なんて。アイヌ民族は政府は言っています。国も言ってます。だから国連が言ってんだけど国連の誤った認識かもしれません。だから誤った認識を箕輪町議会が云々することは私は極めて恣意的だっていることを言っているわけですよ。根拠はないじゃないですか。そういう意味で言ってます。お願いします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 質疑がないようでありますので討論に入ります。討論をお願い致します。中澤委員

○10番 中澤委員 立場は何と言ったらいいのか、青木さんと同じ立場です。テーブルに乗せてもしょうがないんじゃないかなって感じがするっていう立場での表現になるのですが、青木さんがおっしゃってるその恣意的という表現に似てるのですが、沖縄県民のアイデンティティーの問題を政治的な対立構造を煽ってるような、要にそれが恣意的っていうふうな受け止めに私も思えました。なので趣旨に賛意を示すことができません。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 確認します。この陳情書に反対の討論ということですか。そういうことです。

○7番 木村委員 討論。

○3番 青木委員 ちょっと待ってから。

○11番 荻原総務産業常任委員長 いや討論。

○9番 金澤委員 待ってるよそこに。

○11番 荻原総務産業常任委員長 反対の討論という。

○10番 中澤委員 反対(聴取不能)

○9番 金澤委員 どっちか意思表示、反対か賛成かということ。

○10番 中澤委員 っていうと(聴取不能)立場ではない。反対か賛成しかない。

○9番 金澤委員 でも言ってから賛成するか反対か。

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論はそうですね。この陳情書に対して。

○10番 中澤委員 じゃあ撤回します。

○11番 荻原総務産業常任委員長 金澤委員

○9番 金澤委員 私は反対の立場で討論に参加します。今の段階で国民的世論も全然高まっていない段階でこれがそもそもそうすべきだとか、そうすべきじゃないとかというまだ段階に来てないのでどちらにしても今の段階でこれを陳情として取り上げること自体が全く必要ないと思いますので採択すべきではないと思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に討論ございますか。岡田委員

○2番 岡田委員 私は継続審査すべきだというふうに思います。まだ沖縄県民の中でも議論が十分に尽くされていなくて、県民の意思というものも明確なものというのは把握がされていません。沖縄県民がこういう先住民と求めるようにというような要望が出ているわけでもありませんし、やっぱり国連が何と言おうとも地元住民の皆さんの重い意見というものが尊重されるべきだと思いますので、私は例えば審査していく中で沖縄県民の世論というものがある程度把握できるような事態になれば私は結論を出してもいいと思いますけども、今はそういう段階ではないと思うので、もう少し私は様子を見たいなというふうに思っています。

○11番 荻原総務産業常任委員長 ただいま今継続審査という動議が出されました。他に討論ございますか。木村委員

○7番 木村委員 確かに沖縄県は琉球王国と言われて日本とはちょっと分かれてたんですけど、先住民族でその先住民族であるかということは最初甚だ反対という、疑問がありますし、まだまだそういう議論もなっていないので陳情に対しては不採択すべきと。

○11番 荻原総務産業常任委員長 金澤委員

○9番 金澤委員 採択すべきでないという立場で採択すべきでないじゃん。今討論でしょ、まだ。

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論です。

○9番 金澤委員 だからそれに対して今、岡田委員の考えに対して再度。継続審査という話がありましたけど今の段階で継続にする必要もないと思います。改めて陳情を出してもらえば、このまま継続ということになるとこの内容のまま次回以降に持ち越しになるんで、まだ国民世論も高まってないし、内容も把握できてないんで、改めて請願すべきで。

○11番 荻原総務産業常任委員長 すみません。討論は1回のみということであります。他に討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは討論を打ち切ります。それでは今継続審査という意見がありますので、まず継続審査に賛成の方の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

○11番 荻原総務産業常任委員長 1名。それではこの陳情第2号に対する採択の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

○11番 荻原総務産業常任委員長 そういうこともあり。そうなんだ。そっか。一応やってみないとあれだし。

それでは陳情受理番号10 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書に賛成の方の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは不採択でありますので、その旨本会議で報

告致します。

○3番 青木委員 委員長いいですか。他のことで確認したいことがある。今のいい。今言うように岡田さんが途中でこの議案に対して保留を申す、それで金澤さんはその保留に対して討論（聴取不能）意見を言ったわけですね。それはあの局長の言うように1回だけしか認めません。

○田中議会事務局長 討論は1回のみです。

○3番 青木委員 それで。

○田中議会事務局長 何の意見に対してってことではなくて討論は1回のみなのです。

○3番 青木委員 じゃあ途中で保留になろうがなんだろうがもう1回、いや岡田さんが、継続だ、継続って言ったことに対して。

○10番 中澤委員 金澤さんが討論の立場で意見を言ったわけです。

○3番 青木委員 それは認められ（聴取不能）。

○田中議会事務局長 金澤さんは陳情に関しては採択できないっていうこの立場で討論しているので継続っていう意見がどうであろうがもう金澤さんの討論そこでお終いなのです。

○3番 青木委員 じゃあもう基本的に。

○田中議会事務局長 1回だけそんなことしてたら他の意見が出たら全部（聴取不能）。

○3番 青木委員 そういうことね、わかりました。

○田中議会事務局長 また規定読んでおいていただきたい。

○11番 荻原総務産業常任委員長 はい、よろしいですか。

次に陳情受理番号11 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情。説明をお願いいたします。

○小松議会事務局次長 陳情第11号 朗読

○11番 荻原総務産業常任委員長 これにつきまして質疑を求めます。質疑のある方は挙手をお願い致します。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは討論に移ります。討論のある方は挙手をお願い致します。金澤委員

○9番 金澤委員 採択に反対の立場で討論に参加します。陳情第9号を採択すべきでないというふうにしましたので、全く反対の意見も同じように町議会として委員会として採択すべきでないと思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に討論ございますか。岡田委員

○2番 岡田委員 私も採択すべきでない。理由は違いますが金澤委員と同じ立場です。かなり狭いなというそのわりには文書が長いのですが、やっぱり基地問題っていうのは一市町村の課題ではないので、例えば今この上伊那で問題になっている宮田村で建設が予定されている放射能の処分場についても、宮田村だけではなくてやっぱり他の自治体にもまたがるという課題に対しては辺野古が賛成してるからどうこうという問題ではないと

いうふうに思いますので、辺野古が賛成しているから辺野古に基地を持ってくべきだというのは拡大解釈が過ぎるかなというふうに私は思います。ですので、沖縄県民の総意としてはやはり、基地問題については再考すべきだという意見だというふうに私は認識してるのでこの意見、陳情については採択すべきでないと思います。

○1番 伊藤委員 他に討論ござい、はい、中澤委員

○10番 中澤委員 私は採択すべきでないという立場ですが若干理由が違います。書いていることが私の認識と違うので普天間を辺野古に移設すれば基地が固定化から解消されるということが理由になってるのですけども2017年に稲田防衛大臣だったときに米側との調整が整わなければ普天間は返還されないというふうに延べている、なので要するに普天間に移ったからって、要するに米側からの主権がある基地の撤退っていうのは保障されてないのに、辺野古に移すべきっていうことは拙速であり間違った認識だと私は思っています。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは討論なしと認めます。それでは採決致します。受理番号11 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情について賛成の方の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

○11番 荻原総務産業常任委員長 はい、ゼロ。はい、不採択でありますのでその旨本会議で報告致します。

次に継続審査陳情受理番号第8号 消費税の適格請求書(インボイス)保存方式導入中止を求める陳情書についての審査を行います。これについて何かご意見のある方、挙手をお願い致します。伊藤委員

○1番 伊藤委員 これ10月1日から消費税に掛けられる形で増税される形の中で国がこういう形をとってきてることに対しての陳情だと思いますけれどこれは当然納める側の、税金を納める方の中ではこういう記録的なものをとっていかねばだめなんです。できないような状態になるわけですよ。これをとらないというような、隠したようなやり方の反対を、この文章を読んでも書かれてるし、ここの税額的に例えば500万の免税業者が税額的に18万幾らかかるというようなことが言われてますけれど、こういう計算的なものは全然まだでたらめ、本当のあれはできてないのですよ。だから今商工会等もこれについて、当然この形はとっていかないといけないということで指示が出てきているような状態になってきてますのでこれに対して私は中止を求めることについての俺はずいじゃないかなと思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 はい。他に質疑のある方お願い致します。岡田委員

○2番 岡田委員 すみません。ここに数字が出ている500万円を簡易課税で計算すると18万1,700っていうのが数字が違うのじゃないかというものの根拠をまず今の意見でお聞

かせいいただきたいのとたまたまその商工会の方がいらっしゃるので、商工会としては、このインボイスの問題についてどのような議論がされてるかというの、もし承知していればお聞かせいただきたいなっていうふうに思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 伊藤委員

○1番 伊藤委員 500万に対しての18万幾らというのは、私もその計算上のことは個人的にそのことをしたわけじゃないですけど、建設業の場合のことがここに書かれていますね、これに対する部分でいくと、そういう計算にはならないということが計算されてるっていうことを聞いております。私がしたわけでありません。それと商工会の方では今一応この方については進めるように進めている。っていうことです。業者に対しては。そういうことです。はい。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に質疑。青木委員

○3番 青木委員 17ページの下の方ですね、免税事業者の立場から述べている免税事業者、いわゆる中小零細事業者にとってこれ以上の負担増は格差と貧困をさらに拡大し地域経済に深刻な打撃を与えます、という文章に対して私は本当にそうなのかなという疑問を非常に感じてます。これはあくまでインボイスの税務上の手続を言ってることでこれをやったからといって、負担増になって格差と貧困がさらに拡大するなんていうことは私は理解できません。この文書はどういうことを言ってるのが私も全く理解できませんので陳情書の中身からちょっとこれは私理解不能です。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に質疑のある方。

○2番 岡田委員 質疑というか意見。

○11番 荻原総務産業常任委員長 岡田委員

○2番 岡田委員 今の中小零細業者にとってこれ以上の負担がその重荷になってくるといことについての理解はできる、貧困の格差が広がるかどうかについてはわからないけども、負担が大きくなるってことについては理解がしていただけるのかどうかをちょっとお聞きしてもいいですか。

○3番 青木委員 まず税を、免税業者のですね、確かにそりゃ手続が今までね、免税になってるものがこの手続をやることによって免税にならないとか、そういうことを懸念されてる場合もあるかもしれませんよ。ここに書いてないけれど。だけどそれが頭にあっでこういうことを書いたならばこの文章の書き方っておかしいと思います。で、地域経済に深刻な打撃を与えるなんてことはないと思いますよ、手続をしたために。インボイスを保存をしたということで格差が拡大することも私もおかしいと思うね。事務手続のことを言ってるのだよねこれは、あくまでも。税率が上がるとか本来還付される税金がなくなるとかそういうことならわかるけれど、そんなことはこれは関係ない話ですからね。手続の話。

○11番 荻原総務産業常任委員長 岡田委員

○2番 岡田委員 インボイス制度というのは導入されることによって私の記憶がどこま

で正解だったかあれなのですけど、例えば雇用者の90%だったか99%だったか覚えてないのですけど90%以上は少なくとも90%以上は中小零細業者がで雇用されてるのですよね、でその方々のその雇用の場がなくなる可能性があるというのはこれずっと指摘されてることなのですけど12月議会じゃなくて6月議会でも私例として述べさせていただきましたけどもインボイス制度に取り組めない、いわゆる例えば1人親方だったり、2人3人の家族経営でやられているような方々がこの制度を導入できないことによって例えば親会社からの下請に入れない、はみ出してしまふ、もしくは下請に出すことができないというなことが生じるのですよね。これは制度上そうなるのです。でそれが私はその貧困の格差に拍車がかかるといえば私は廃業する業者というのは出てくるという、先日の信濃毎日新聞でもこの消費税の増税によって廃業するという方が幾つも紹介されてましたけどもそれは、インボイスの制度も同じなんですよね。例え消費税の増税に伴って持ちこたえたとしてもこの制度によって増税による被害は持ちこたえたとしても、インボイス制度の導入によって自分が仕事ができなくなっていく、もしくは企業が経営ができなくなっていくということは懸念されているということですので、ないって断言できるところが、私は懸念されてるっていうふうに言っているのです、私はそういう立場で、そういう業者の意見も聞いてますし先日の新聞報道でもされていますので、そこは紹介しておきたいと思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 伊藤委員

○1番 伊藤委員 それはちょっと間違った考えです。それは店を経営したりする1人家族経営的な人なのですが、年寄りがレジを使ったりするようなことに不安を感じるために店を閉じたいとかっていう人は出てくるのじゃないかって話がありますけれど今岡田さんの申されたことにはまず（聴取不能）と思います。はい。

○11番 荻原総務産業常任委員長 岡田委員

○2番 岡田委員 レジがどうこうじゃないのですよ。ここにも出ている1人親方の人なんてレジなんか使わないですから。レジの問題じゃないのです。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 青木委員

○3番 青木委員 ちょっと岡田さんの言ってる意味が私もよく理解できないのだけれども、要はですね、企業でも個人業者でも仕入れたものものはね、基本的には請求書があって領収書があってそれは、単位が1円であろうが、10万円であろうが100万円であろうが普通は残します。いいですか、残します。その請求書をね、ちゃんと保存、大きく言えば残してくださいよってことですよ。保存をしっかりしてください、管理をしっかりしてくださいということですよ、このことは。それが今岡田言うように仕事先から受けてたものが減らされるとかそれをやることによって、請求書を残したことによって、何で懸念されるの、仕事が減るかというの、それを説明してください。

○2番 岡田委員 よくわかりません。

○11番 荻原総務産業常任委員長 岡田委員

○2番 岡田委員 よくわからないのじゃないのですよ。この陳情の趣旨がわかってない

のですよ。業者がこれ出してるのですよ。ですので業者っていうのは誰だって1円たりとも領収書なんか捨てませんよ。当然みんな確定申告で出しますから、添付して。そんなことを言ってるのじゃないのですよ。みんなそれで経費を差っ引いてやってるのですよ、申告してるのですよ。隠そうなんて人は誰もいない、いやさっきおっしゃったもので、領収書の経費についてその保存してるかどうかという問題じゃないってことをまずインボイスの制度の話をしているのですよ。領収書を残すか残さないかというのは確定申告の話ですので税申告の話なので、それとは違うのですよ、そもそも。そこを理解していただきたいです。それは。

○3番 青木委員 確定申告とはまた違いますけど。

○2番 岡田委員 違います、先ほどのお話が領収書はこうなのです（聴取不能）

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは質疑、まだございますか。

（「なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 質疑がないようなので討論に移ります。討論のある方。岡田委員

○2番 岡田委員 賛成の立場で討論を致します。こちらの陳情書にあるとおり私も中小零細業者の1人ですけども先ほども言いましたけれども本当に多くの方が中小零細業者で働いて、もしくは自分で経営をされているという中で影響が大きいと、町の税収にも必ず反映がされてくるというような私は想定をしています。ぜひ地域の業者の経営や営業を守っていくという立場でもこの制度については中止を求めるという立場に賛成を致しますので、採択すべきだと思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に討論に参加される方。伊藤委員

○1番 伊藤委員 私は反対の立場で意見を述べます。当然先ほど岡田さんも申されましたけど商売をしたりするには請求書あるいは領収書というものは保存するのが当然のことであってそれをするための今度の消費税増税に対してのこの方式をとるといことですから、これを反対するということはなんの意味のないことであって当然やらなきゃならないことを、ただやるだけである。それだからこんなこと反対すること自体がおかしな話で反対です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に討論。青木委員

○3番 青木委員 不採択ということで意見を述べます。8%が10%に上がるのに軽減税率が適用されます。それでこの文章の趣旨はですね、私はこういうことが書かれていればそれは考えもいいのだけど免税業者、今1,000万の限度額ありますが、1,000万の免税業者のその範囲内であればインボイスが適用されなくてもいいんじゃないかという表現であればそれは私は考えてもいいのだけど、ここにはそういうことは書いてない、趣旨が書いてない、でそういう立場でやるとこれは今言うように書類を全部残す、そういう立場が普通だと思いますのでそういう意見でございませう。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に討論に参加されます方おいでになりますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 ないようでありますので採決致します。継続審査となっておりました陳情受理番号第8号 消費税の適格請求書(インボイス)保存方式導入中止を求める陳情書に採択の方の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

○11番 荻原総務産業常任委員長 はい、それでは不採択でありますので、本会議でその旨報告致します。以上出されておりました陳情書につきましては全て終了致しました。

【請願・陳情 終了】

午前10時00分 閉会